

個人用火災総合保険 2025年9月1日以降保険始期用

地震保険

ご契約のしおり



ご契約者の皆さまへ

- この「ご契約のしおり」は、「地震保険」の普通保険約款および主な特約の中で、特に大切な事柄やご注意いただきたいことなどを説明したものです。
- 詳しくは12ページ以降の普通保険約款および特約をご一読いただき、内容をよくご確認のうえ、ご契約いただくようお願いします。
ご不明な点、お気づきの点がありましたら、ご遠慮なく取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者（加入者）と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこの「ご契約のしおり」に記載した内容をお伝えください。
- 取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- 「ご契約のしおり」は、ご契約になった後も保険証券と同様に大切に保管くださるようお願いいたします。

損害保険ジャパン株式会社

特にご注意いただきたいこと

- お住まいの火災保険では、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大も含みます。）損害はもちろん、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても損害保険金をお支払いできません。

これらの損害を補償するには、別途「**地震保険**」をご契約いただくことが必要となりますのでご承知おください。

- お住まいの火災保険では、ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただくことになっています。なお地震保険を単独で契約することはできません。
- 地震保険の契約をご希望されない場合は、申込書などにご確認のご署名または捺印をお願いします。
（保険契約の締結にあたりペーパーレス手続き等の電磁的手法または電話を使用する場合は、署名または捺印の代替として、地震保険をセットしない旨の意思表示をペーパーレス手続き等の電磁的手法または電話により確認し記録させていただきます。）
- 変更手続き完了のお知らせ（兼変更確認書）は、大切に保管してください。なお、ご契約手続き後、1か月を経過しても変更手続き完了のお知らせ（兼変更確認書）が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。変更手続き完了のお知らせ（兼変更確認書）の送付を不要とされた場合は送付されません。
（注）変更手続き完了のお知らせ（兼変更確認書）の確認方法を「Webで確認する」と選択された場合は、変更手続き完了のお知らせ（兼変更確認書）は送付いたしません。
- 事故が発生したときには、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店にご通知ください。ご通知がないと保険金の全額をお支払いできないことがあります。（地震約款第26条→22ページ）
- 申込書の記載内容が事実と違っているときには、契約が解除されるか、または保険金をお支払いできないことがあります。
（地震約款第10条→18ページ）

（注）損害保険会社の経営が破綻した場合でも、地震保険では、「損害保険契約者保護機構」により、保険金・返れい金の全額が補償されます。

（注）複数の保険会社による共同保険の場合、幹事会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく、単独別個に保険契約上の責任を負います。

<地震保険料控除>

地震保険の払込保険料に応じて、一定の額がその年の契約者（保険料負担者）の課税所得から差し引かれ、税負担が軽減されます。

（注）従前の損害保険料控除は2006年12月31日をもって廃止されました。

<個人情報の取扱いについて>

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

目 次

I. 地震保険の内容	1
1. 地震保険の対象	
2. 地震保険の補償内容	
3. 保険金をお支払いできない主な場合	
II. 損害の認定基準について	2
1. 建物の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」	
2. 家財の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」	
III. ご契約時にご注意いただきたいこと	7
1. 地震保険の保険金額(ご契約金額)について	
2. 地震保険の保険期間について	
3. セットで契約する個人用火災総合保険との関係	
4. 対象となる建物または対象となる家財を収容する建物の構造と所在地について	
IV. 地震保険の割引制度について	8
1. 免震建築物割引	
2. 耐震等級割引	
3. 耐震診断割引	
4. 建築年割引	
V. ご契約後にご注意いただきたいこと	10
1. ご契約後の契約内容の変更などの通知(通知義務等)	
2. 重大事由による解除	
VI. 事故が起こった時の手続き	10
VII. 保険金をお支払いした後のご契約	10
VIII. 警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて	10
〈地震保険普通保険約款〉	12
〈特約〉	
・ インターネット特約	27
・ 共同保険特約	27
・ 保険料長期一括払特約	28
・ 保険料一括払特約	37
・ 保険料分割払特約	42
・ 保険料分割払特約(長期契約)	48
・ クレジットカード払特約	55
・ 団体扱・集団扱特約(長期一括払以外)	56
・ 団体扱・集団扱特約(長期一括払)	63
・ 集団扱特約(債務者集団扱・長期一括払以外)	73
・ 集団扱特約(債務者集団扱・長期一括払)	79
・ 団体扱・集団扱特約等の追加保険料払込猶予特約	88
(注) 団体扱・集団扱特約等の追加保険料払込猶予特約は、保険証券※には記載されませんが、団体扱・集団扱特約または集団扱特約(債務者集団扱)がセットされたご契約に必ずセットされます。	
※保険証券には、「保険契約継続証」および「変更手続き完了のお知らせ(兼変更確認書)」を含みます。	

I. 地震保険の内容



1. 地震保険の対象（地震約款第4条→14ページ）

(1) 対象となるもの（保険の対象）

- ・ 居住用建物（住居のみに使用される建物および併用住宅）
- ・ 居住用建物に収容されている家財一式（生活用動産）

(2) 対象とならないもの（※）

- ・ 店舗や事務所のみに使用されている建物
- ・ 営業用什器・備品や商品などの動産
- ・ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
- ・ 貴金属、宝石、書画、骨とう等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ・ 稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

（※）セットでご契約いただくお住まいの火災保険の対象に含めている場合であっても、地震保険では対象となりません。

（注）建物と家財のそれぞれでご契約いただく必要があります。保険の対象が建物だけの場合、建物に収容されている家財に損害が生じて、保険金は支払われません。

2. 地震保険の補償内容（地震約款第2条・第5条→13・15ページ）

地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度（全損、大半損、小半損または一部損）に応じて地震保険のご契約金額の一定割合（100%、60%、30%または5%）をお支払いします。

	損害の程度	お支払いする保険金
建物	全損のとき	建物の地震保険金額の100% [時価額限度]
	大半損のとき	建物の地震保険金額の 60% [時価額の60%限度]
	小半損のとき	建物の地震保険金額の 30% [時価額の30%限度]
	一部損のとき	建物の地震保険金額の 5% [時価額の5%限度]
家財	全損のとき	家財の地震保険金額の100% [時価額限度]
	大半損のとき	家財の地震保険金額の 60% [時価額の60%限度]
	小半損のとき	家財の地震保険金額の 30% [時価額の30%限度]
	一部損のとき	家財の地震保険金額の 5% [時価額の5%限度]

（注1）損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。

（注2）地震保険をセットする火災保険の保険の対象である建物に門、塀、垣、エレベーター、給排水設備などの付属物を含める場合、建物の保険金額にはこれらの付属物の金額も含まれていますが、損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払いするため、建物の主要構造部（主要構造部については、後記Ⅱ. 損害の認定基準について（2ページ）をご参照ください。）に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、付属物のみに損害が発生した場合などは、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、取扱代理店または損保ジャパンにその旨で相談ください。

（注3）損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」については、後記Ⅱ. 損害の認定基準について（2ページ）をご参照ください。

1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円（2024年11月現在）を超える場合、お支払いする保険金は下記の算式により計算した金額に削減されることがあります。（地震約款第7条→18ページ）

お支払いする保険金＝
全損、大半損、小半損または一部損の算出保険金 × $\frac{12\text{兆円}}{\text{算出保険金総額}}$

＜ご参考＞

東日本大震災が発生した際にも、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外の様々な施策も実施しています。

（注）72時間以内に生じた2回以上の地震等はこれらを一括して1回の地震等とみなします。

3. 保険金をお支払いできない主な場合（地震約款第3条→14ページ）

建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

Ⅱ. 損害の認定基準について

前記Ⅰ. 2. の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」(※1)(※2)にしたがって、次のとおり行います。
(※1) 国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。
(※2) 地震発生時点の基準が適用されます。

1. 建物の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」

損害の程度	認定の基準(①②または③)		
	(※)①主要構造部(軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害額	②焼失または流失した床面積	③床上浸水
全損	建物の時価額の50%以上	建物の延床面積の70%以上	——
大半損	建物の時価額の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	——
小半損	建物の時価額の20%以上40%未満	建物の延床面積の20%以上50%未満	——
一部損	建物の時価額の3%以上20%未満	——	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損・大半損・小半損・一部損に至らないとき

(※) 地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

(注) 地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能(一時的な場合を除きます。)となったときは、全損とみなします。

【建物の主要構造部の損害額に基づく損害程度の認定方法】

(1) 建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準

①木造建物

在来軸組工法の場合は「軸組(小屋組、内壁を含みます。)、基礎、屋根、外壁」、桝組壁工法の場合は「外壁、内壁(床組を含みます。)、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、工法ごとの損害認定基準表(在来軸組工法：表1-1、桝組壁工法：表1-2)から損害割合を求め、それらを合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。より詳細な調査を要する場合には、第二次査定を実施することがあります。

②非木造建物

建物全体の沈下または傾斜の程度を調査し、沈下・傾斜による損害認定基準表(鉄筋コンクリート造：表2-1、鉄骨造：表2-3)から沈下・傾斜の損害割合を求めます。この損害割合が50%以上の場合は、その建物を全損と認定します。

沈下・傾斜がない場合や沈下・傾斜の損害割合が50%に達しない場合には、構造ごとに定めた着目点の被害程度を調査し、部分的被害による損害認定基準表(鉄筋コンクリート造：表2-2、鉄骨造：表2-4)から部分的被害の損害割合を求めます。沈下・傾斜による損害割合と部分的被害の損害割合を合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

③区分所有建物の専有部分

区分所有建物の専有部分を個別に損害認定する場合、専有部分に建物全体の被害(傾斜)が生じていれば、傾斜による損害認定基準表(表3-1)から損害割合を求めます。そのうえで、専有部分を構成している「内壁、床、天井」に着目して被害程度を調査し、損害認定基準表(表3-2)から損害割合を求め、それぞれの損害割合を合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

(2) 津波による損害の認定基準

木造建物(在来軸組工法、桝組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅)の場合、津波による「浸水の高さ」に着目して被害程度を調査し、津波による損害の認定基準(表4)を基に全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

(3)「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

木造建物(在来軸組工法、桝組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅)の場合、地盤液状化による建物の「傾斜」または「最大沈下量」に着目して被害程度を調査し、地盤液状化による損害の認定基準(表5)を基に全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

2. 家財の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」

損害の程度	認 定 の 基 準
全 損	家財の損害額が家財全体の時価額の80%以上
大半損	家財の損害額が家財全体の時価額の60%以上80%未満
小半損	家財の損害額が家財全体の時価額の30%以上60%未満
一部損	家財の損害額が家財全体の時価額の10%以上30%未満

【家財の損害程度の認定方法】

個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ（①食器類②電気器具類③家具類④身回品その他⑤寝具・衣類）に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

※区分所有建物（分譲マンション等）の損害割合の取扱い

①建物：1棟建物全体で損害認定し、専有部分の損害が1棟建物全体より大きい場合には、個別に認定を行います。

②家財：家財全体についてこれを収容する各専有部分ごとに認定を行います。

《地震保険損害認定基準表(抜粋)》

(表1-1) 木造建物 在来軸組工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)			損害割合(%)			物理的損傷割合の求め方
			平家建	2階建	3階建	
主要構造部	軸組	①3%以下	7	8	8	$\frac{\text{損傷柱本数}}{\text{全柱本数}}$
		②～⑧ 略	12～41	13～45	14～46	
		⑨40%を超える場合	全損			
	基礎	①5%以下	3	2	3	$\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
		②～⑤ 略	5～11	4～11	5～12	
		⑥50%を超える場合	全損			
	屋根	①10%以下	2	1	1	$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$
		②～④ 略	4～8	2～4	1～3	
		⑤50%を超える場合	10	5	3	
	外壁	①10%以下	2	2	2	$\frac{\text{損傷外壁面積}}{\text{全外壁面積}}$
		②～⑤ 略	3～10	5～15	5～15	
		⑥70%を超える場合	13	20	20	

(注1) 建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

(注2) 傾斜が1/20(約3°)以上ある柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

(注3) 沈下している柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

(表1-2) 枠組壁工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)		損害割合(%)	物理的損傷割合の求め方
主要構造部	外壁	①3%以下	$\frac{1 \text{ 階の損傷外壁水平長さ}}{1 \text{ 階の外周延べ長さ}}$
		②～⑥ 略	
		⑦25%を超える場合	
	内壁	①3%以下	$\frac{1 \text{ 階の入隅損傷箇所合計} \times 0.5}{1 \text{ 階の入隅全箇所数}}$
		②～④ 略	
		⑤15%を超える場合	
	基礎	①3%以下	$\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
		②～⑦ 略	
		⑧35%を超える場合	
	屋根	①3%以下	$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$
		②～⑧ 略	
		⑨55%を超える場合	

(注) 建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

(表2-1) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 沈下・傾斜による損害認定基準表

被 害 の 程 度			損害割合(%)
建物全体の被害	最大沈下量 (沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	①5cmを超え、10cm以下	3
		②～⑩ 略	5～45
		⑪100cmを超える場合	全 損
	傾 斜 (傾斜とは、沈下を伴う傾斜)	①0.2/100 (約0.1°) を超え、0.3/100 (約0.2°) 以下	3
		②～⑦ 略	5～40
		⑧2.1/100 (約1.2°) を超える場合	全 損

(表2-2) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 部分的被害による損害認定基準表

被害の程度		被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合(%)
Ⅰ	近寄らないと見えにくい程度のひび割れがある	①10%以下	0.5
		②～⑤ 略	1～4
		⑥50%を超える場合	5
Ⅱ	肉眼ではっきり見える程度のひび割れがある	①5%以下	0.5
		②～⑩ 略	1～11
		⑪50%を超える場合	13
Ⅲ	部分的にコンクリートが潰れたり、鉄筋、接合鉄筋・接合鋼板が見える程度のひび割れがある	①3%以下	2
		②～⑪ 略	3～25
		⑫50%を超える場合	30
Ⅳ	大きなひび割れやコンクリートの潰れが広い範囲に生じ、手で突くとコンクリートが落下し、鉄筋・接合鉄筋・接合鋼板が部分的または全部見えるような破壊がある 鉄筋の曲り、破断、脱落、座屈がある	①3%以下	3
		②～⑪ 略	5～45
		⑫50%を超える場合	全 損

(注1) すべての構造について損傷の最も大きい階に着目します。(ただし、最上階は除きます。)

(注2) 壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造については、建物の長辺方向、短辺方向のうち損傷の大きい方向がわかる場合には、損傷の大きい方向に着目し、物理的損傷割合の調査を行います。

(注3) ラーメン構造、壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造についてそれぞれ以下の着目点における物理的損傷割合を調査し、認定基準表から損害割合を求め、最も大きいものを部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。
ラーメン構造：柱（柱はり接合部を含みます。）、はり
壁式構造：外部耐力壁、外部壁ばり
壁式プレキャスト構造：外部耐力壁、外部壁ばり、プレキャスト鉛直接合部、プレキャスト水平接合部
中高層壁式ラーメン構造：長辺方向は、柱（柱はり接合部を含みます。）、はり、短辺方向は外部耐力壁、外部壁ばり

(表2-3) 非木造建物 鉄骨造 沈下・傾斜による損害認定基準表

被害の程度		損害割合(%)
建物全体の被害	最大沈下量 (沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	①10cmを超え、15cm以下
		②～⑤ 略
		⑥40cmを超える場合
	傾 斜 (傾斜とは、沈下を伴う傾斜)	①0.4/100 (約0.2°) を超え、0.5/100 (約0.3°) 以下
		②～⑤ 略
		⑥3.0/100 (約1.7°) を超える場合

(表2-4) 非木造建物 鉄骨造 部分的被害による損害認定基準表

被害の程度		被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合(%)
Ⅰ	建具に建付不良がみられる 外壁および目地にわずかなひび割れ、かすかな不陸がある	①10%以下	1
		②～④ 略	2～4
		⑤50%を超える場合	5
Ⅱ	建具に開閉困難がみられる 外壁の目地すれ、ひび割れがある	①5%以下	1
		②～⑨ 略	2～12
		⑩50%を超える場合	15
Ⅲ	建具の開閉不能、全面破壊がある 外壁に大きなひび割れや剥離、浮きだし、目地や隅角部に破壊がある	①3%以下	2
		②～⑩ 略	3～23
		⑪50%を超える場合	25
Ⅳ	外壁の面外への著しいはらみ出し、剥落、破壊、崩落がある	①3%以下	3
		②～⑨ 略	5～45
		⑩50%を超える場合	全 損

(注1) 建物のすべての階に着目します。

(注2) 開口部（窓・出入口）および外壁の物理的損傷割合を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、最も大きい損害割合を部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

(注3) ピロティ方式の建物の場合、ピロティ部分には、開口部（窓・出入口）、外壁がないので、ピロティの柱に着目します。柱の傾斜を調査し、その最大傾斜から「沈下・傾斜による損害認定基準表」により損害割合を算出したうえ、建物延床面積に対するピロティ部分の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分の損害割合を求めます。ピロティ部分以外については、建物の開口部（窓・出入口）および外壁のうちいずれか大きい損害割合に建物延床面積に対するピロティ部分以外の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分以外の損害割合を算出します。ピロティ部分の損害割合とピロティ部分以外の損害割合を合算し、部分的被害の損害割合を求めます。それに建物全体の沈下または傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

(表3-1) 区分所有建物の専有部分 専有部分全体の被害(傾斜)による損害認定基準表

被害の程度			損害割合(%)
専有部分の被害	傾斜	0.3/100(約0.2°)を超える場合	7

(表3-2) 区分所有建物の専有部分 専有部分を構成している部位に着目した損害認定基準表

損害の程度（物理的損傷割合）				損害割合（％）	物理的損傷割合の求め方
内 壁	乾 式	ひび割れ（A）	① 5％以下	1	$\frac{\text{内壁損傷箇所数}}{\text{内壁の全長(m)}}$
			②～⑤略	2～9	
			⑥60％を超える場合	12	
		浮き・外れ（B）	① 5％以下	1	
			②～⑤略	2～13	
			⑥60％を超える場合	18	
	湿 式	ひび割れ（C）	① 5％以下	1	
			②～⑤略	2～13	
			⑥60％を超える場合	18	
		浮き・外れ（D）	① 5％以下	2	
			②～⑤略	4～21	
			⑥60％を超える場合	29	
床		①25％以下	1	$\frac{\text{床の損傷箇所数}}{\text{床仕上面積(㎡)}}$	
		②25％を超え50％以下	2		
		③50％を超える場合	3		
天 上		①20％以下	1	$\frac{\text{天井の損傷箇所数}}{\text{天井仕上面積(㎡)}}$	
		②③略	2～3		
		④60％を超える場合	4		

(注1) 内壁については、上記(A)～(D)のそれぞれの損害割合を算出し合算します。

(注2) 損傷した内壁の壁長さ1mを損傷1箇所とします。

(注3) 損傷した床および天井のそれぞれの仕上1㎡をそれぞれの損傷1箇所とします。

(注4) 仕上とは、建築部位の表面を指します。

(表4) 木造建物(在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅) 津波による損害の認定基準

損害の程度	津波による損害	
全 損	下記以外	180cm以上の床上浸水を被った場合 または 地盤面から225cm以上の浸水を被った場合
	平屋建て	100cm以上の床上浸水を被った場合 または 地盤面から145cm以上の浸水を被った場合
大半損	下記以外	115cm以上180cm未満の床上浸水を被った場合 または 地盤面より160cm以上225cm未満の浸水を被った場合
	平屋建て	75cm以上100cm未満の床上浸水を被った場合 または 地盤面より80cm以上145cm未満の浸水を被った場合
小半損	下記以外	115cm未満の床上浸水を被った場合 または 地盤面より45cmを超えて160cm未満の浸水を被った場合
	平屋建て	75cm未満の床上浸水を被った場合 または 地盤面より45cmを超えて80cm未満の浸水を被った場合
一部損	基礎の高さ以上の浸水を被った場合で全損、大半損または小半損に至らないとき	

(注1) 津波以外による損害には適用されません。

(注2) 主要構造部に大きな損傷が生じている場合には、「1.(1)建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準」での損害認定も行い、「損害の程度」の高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。

(表5) 木造建物(在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅)「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

損害の程度	「地震等」を原因とする地盤液状化による損害	
	傾 斜	最大沈下量
全 損	1.7/100 (約1°) を超える場合	30cm を超える場合
大半損	1.4/100 (約0.8°) を超え、 1.7/100 (約1°) 以下の場合	20cm を超え、30cm 以下の場合
小半損	0.9/100 (約0.5°) を超え、 1.4/100 (約0.8°) 以下の場合	15cm を超え、20cm 以下の場合
一部損	0.4/100 (約0.2°) を超え、 0.9/100 (約0.5°) 以下の場合	10cm を超え、15cm 以下の場合

(注1) 「地震等」を原因とする地盤液状化以外による損害には適用されません。

(注2) 「地震等」を原因とする地盤液状化による損害については、傾斜・最大沈下量のいずれか高い方の「損害の程度」を採用します。

(注3) 主要構造部に大きな損傷が生じている場合には、「1.(1)建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準」での損害認定も行い、「損害の程度」の高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。

Ⅲ. ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 地震保険の保険金額（ご契約金額）について

建物、家財ごとに、セットで契約するお住まいの火災保険の保険金額の30%～50%の範囲で地震保険の保険金額を決めていただきます（1万円単位）。ただし、**建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額**となります。すでに他の地震保険契約があって追加契約するときは、限度額から他の地震保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

2. 地震保険の保険期間について（地震約款第9条→18ページ）

地震保険の補償は、ご契約いただいた地震保険の保険期間初日の午後4時(※)に始まり、保険期間末日の午後4時に終了します。
(※) ご契約時に午後4時以外の開始時刻を指定することも可能です。なお、お住まいの火災保険と同時にご契約いただく場合は、お住まいの火災保険と同一の開始時刻となります。

3. セットで契約する個人用火災総合保険との関係

(地震約款第22条・第33条→21・24ページ)

- (1) 地震保険は、個人用火災総合保険にセットして、保険期間を合わせて契約します。(注)
- (2) セットで契約する個人用火災総合保険が保険期間（ご契約期間）の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。
- (注) 個人用火災総合保険の保険期間が端日数（整数年以外）の契約の場合は、地震保険をセットすることができません。

4. 対象となる建物または対象となる家財を収容する建物の構造と所在地について

地震保険の保険料は、建物の構造および建物の所在地によって決まります。このため構造や所在地に誤りがないかご確認ください。

(建物の構造)

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険度合いを勘案し、イ構造とロ構造(※)の2つに区分されています。セットで契約する火災保険の構造級別により区分されます（イ構造→火災保険の構造がM構造・T構造の場合、ロ構造→火災保険の構造がH構造の場合）。

(※) 2010年1月改定に伴い、構造区分が変更となり保険料が引上げとなる場合には、経過措置が適用されて保険料負担が軽減される場合があります。

(建物の所在地)

都道府県別に区分されています。

Ⅳ. 地震保険の割引制度について

保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物（以下「対象建物」といいます。）が次のいずれかに該当する場合は、地震保険料率に所定の割引を適用します（地震保険の保険期間の開始日より適用できる割引・割引率が異なります。）。なお、保険期間の中途において下記に定める資料のご提出があった場合は、資料のご提出があった日以降の未経過期間に対して割引を適用します。

1. 免震建築物割引

対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」といいます。）に規定する評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号、以下「評価方法基準」といいます。）において、免震建築物の基準に適合する建築物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関^(※1)により作成された書類^(※2)のうち、対象建物が免震建築物であることを証明した書類（写）^(※3)
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）^(※4)および②「設計内容説明書」など免震建築物であることが確認できる書類（写）

- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書（写）

（※1）登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。（「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。）

（※2）品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類にかぎりず。（「品確法に基づく登録住宅性能評価機関により作成された書類」について、以下同様とします。）

（※3）例えば以下の書類が対象となります。

- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）または設計住宅性能評価書（写）
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（写）
- ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」（写）
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」（写）
- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類（写）

など

- （※4）「住宅用家屋証明書」（特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合にかぎりず。）（写）および「認定長期優良住宅建築証明書」（写）を含みます。

割 引 率

50%

2. 耐震等級割引

対象建物が、品確法に規定する評価方法基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有していること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関により作成された書類のうち、対象建物の耐震等級を証明した書類（写）^(※1)（※2）^(※3)
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）^(※4)および②「設計内容説明書」など耐震等級を確認できる書類（写）^(※2)

- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書（写）^(※3)

（※1）例えば以下の書類が対象となります。

- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）または設計住宅性能評価書（写）
- ・耐震性能評価書（写）
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（写）
- ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」（写）または「長期使用構造等である旨の確認書」（写）
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」（写）
- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類（写）

など

- （※2）以下に該当する場合には、耐震等級割引（新築は2級、増築・改築

は1級)が適用されます。

- ・「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」において、免震建築物であることまたは耐震等級が確認できない場合
- ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合

(※3) 以下に該当する場合には、耐震等級割引(2級)が適用されます。

- ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

(※4) 「住宅用家屋証明書」(特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合にのみ)。(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。

耐 震 等 級	割 引 率
3	50%
2	30%
1	10%

3. 耐震診断割引

対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(1981年6月1日施行)における耐震基準をみたす建物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など)
- ・耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号(※))に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)

(※) 平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。

割 引 率	10%
-------	-----

4. 建築年割引

対象建物が、1981年6月1日以降に新築された建物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合(いずれの書類も記載された建築年月等により1981年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です)。

- ・建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証など公的機関等(※1)が発行(※2)する書類(写)
- ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)、不動産売買契約書(写)または賃貸住宅契約書(写)
- ・登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書(写)または建物引渡証明書(写)

(※1) 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等

(※2) 建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

割 引 率	10%
-------	-----

割引適用上の注意

(注1) 対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類(さらに耐震等級割引の場合は耐震等級)が確認できる以下の(a)または(b)に該当する書類をご提出いただくことができます。ただし、「証券番号(契約を特定するための番号)」、「保険契約者」、「保険期間の始期・終期(これらを特定できる情報を含む)」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社(※)」の記載のあるものにかぎりです。

(a) 保険証券(写)、保険契約証(写)、保険契約継続証(写)、異動承認書(写)、満期案内書類(写)、または契約内容確認のお知らせ(写)

(b) (a)の代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類(写)または電子データ

(※) 更改申込書、更新確認書等を確認資料とする場合には、「〇年〇月時点の契約内容に基づく」等の文言から、保険会社が作成した書類であることを確認できる場合にかぎりです。

(注2) ※1にかかわらず、継続契約(前契約(損保ジャパンの契約(※1)にかぎり)の地震保険期間の終期または解約日を保険期間の初日とする地震保険契約のうち、対象建物が同一である保険契約をいいます。)に、前契約に適用されていた地震保険割引の種類と同一の地震保険割引の種類を適用を受けようとする場合(※2)には、前記1.～4.のただし書の資料の提出を省略することができます。

(※1) 旧損保ジャパンおよび旧日本興亜損保の契約を含み、住宅金融支援機構等の特約火災保険の契約は除きます。

(※2) 地震保険割引の種類が耐震等級割引の場合は、割引率を決定する耐震等級も同一であるときにかぎりです。

(注3) 前記1.～4.の割引は重複して適用を受けることができません。

V. ご契約後にご注意いただきたいこと

1. ご契約後の契約内容の変更などの通知（通知義務等）

（地震約款第11条・第12条・第13条→18・19・20ページ）

ご契約後に次のようなことが生じたときは、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。ご通知がないと保険金をお支払いできないことがあります。

- (1) 建物の構造または用途を変更するとき（例：併用住宅が専用店舗に変わった場合等）
- (2) 引っ越し等により家財などを他の場所に移転するとき
また、ご契約者の住所が変更となることや、建物などを売却・譲渡等するときも、取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。

2. 重大事由による解除（地震約款第19条→20ページ）

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- (1) 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
- (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- (3) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に損保ジャパンのこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

VI. 事故が起こったときの手続き

（地震約款第26条・第28条・第29条→22・23ページ）

地震保険で補償する事故が起こったときは、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店にご通知のうえ、保険金請求の手続きをお取りください。お手続きに際しては、保険金の請求書などの必要な書類のご提出をお願いします。

VII. 保険金をお支払いした後のご契約

（地震約款第32条→24ページ）

損害の認定が全損となり、保険金をお支払いしたときは、ご契約はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、このご契約の保険金額（ご契約金額）は減額することはありません。

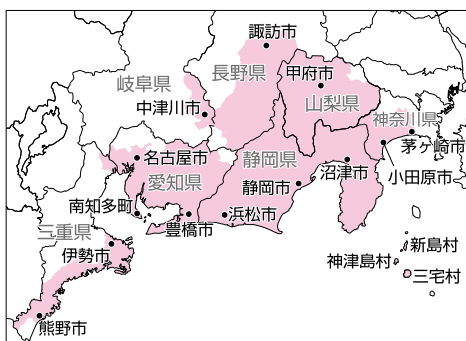
VIII. 警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて

（地震約款第14条(2)→20ページ）

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、次ページの東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象（建物または家財）について、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできません（同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。）のでご注意ください。

(参考) 東海地震に係る地震防災対策強化地域

(2012年4月1日現在)



都 県	市 町 村
東 京	〈村〉 新島、神津島、三宅
神奈川	〈市〉 平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄 〈町村〉 高座郡＝寒川；中郡＝大磯、二宮； 足柄上郡＝中井、大井、松田、山北、開成； 足柄下郡＝箱根、真鶴、湯河原
山 梨	〈市〉 甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央 〈町村〉 西八代郡＝市川三郷； 南巨摩郡＝早川、身延、南部、富士川； 中巨摩郡＝昭和； 南都留郡＝道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長 野	〈市〉 岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野 〈町村〉 諏訪郡＝下諏訪、富士見、原； 上伊那郡＝辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田； 下伊那郡＝松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐 阜	〈市〉 中津川
静 岡	全 域
愛 知	〈市〉 名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富、みよし、あま、長久手 〈町村〉 愛知郡＝東郷；海部郡＝大治、蟹江、飛島； 知多郡＝阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊； 額田郡＝幸田；北設楽郡＝設楽、東栄
三 重	〈市〉 伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩 〈町村〉 桑名郡＝木曽岬；度会郡＝大紀、南伊勢；北牟婁郡＝紀北

(注1) 地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村（新行政区画）が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域（旧行政区画）が強化地域の対象となります。

(注2) 上記強化地域は、平成24年3月30日付告示（内閣府告示第41号）に基づくものです。なお、市町村名は2012年4月1日現在で表記しています。



地震保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定 義
一部損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額^(注)の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注） 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 （生活用動産の場合） 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条（警戒宣言等）第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。^(注) （注） 他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）をいいます。
小半損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額^(注)の20%以上40%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上50%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注） 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 （生活用動産の場合） 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上60%未満である損害をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物にかぎりません。
全損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額^(注)の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。

	(注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害をいいます。
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）をいいます。
大半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額^(注)の40%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が50%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の60%以上80%未満である損害をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物にかぎります。
建物の主要構造部	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。
他の保険契約	(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）(2) ①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。 (保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）(3) ①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。
- (2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能^(注)に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。
(注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。
- (3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水^(注1)または地盤面^(注2)より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合^(注3)には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。
(注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類

を除きます。

(注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

(注3) その建物に生じた(1)の損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (4) (1) から (3) までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1) から (3) までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
- (5) 保険の対象が生活用動産である場合には、(1) から (3) までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象の紛失または盗難
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注3)
 - ⑤ 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産にかぎられます。
- (2) (1) の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3) (1) の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
- ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
- (4) (1) および (3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれま

せん。

- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ② 自動車^(注)
- ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董^{ぼうちやう}、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条(保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分^(注)または生活用動産にかざられます。

(注) 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。

- (2) (1) の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の附属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

- (3) (1) の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

- ① 畳、建具その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの

- (4) (1) および(3) の生活用動産には、次に掲げる物を含みません。

- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ② 自動車^(注)
- ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董^{ぼうちやう}、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条(保険金の支払額)

- (1) 当社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。

- ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
- ② 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
- ③ 保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
- ④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

- (2) (1) の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。

- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
- ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

- (3) (2) ①または②の建物または生活用動産について、地震保険法

第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が（2）①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、（1）の規定を適用します。

① 建物

$$5,000 \text{ 万円 または 保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

② 生活用動産

$$1,000 \text{ 万円 または 保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

（4）当会社は、（2）①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または（2）①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに（2）および（3）の規定をそれぞれ適用します。

（5）（2）から（4）までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① （2）の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から（2）①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② （3）の規定により保険金を支払った場合^{（注）}は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア．建物

$$\text{（2）①に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

イ．生活用動産

$$\text{（2）②に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

（注）（2）①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が（2）①または②に規定する限度額を超える場合にかぎりします。

（6）当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条（保険金の支払額）

（1）当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。

① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。

② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。

③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。

④ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

（2）専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして（1）および（4）の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額

の割合^(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。

(注) 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。

- (3) (1) の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし (1) の規定を適用します。

① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000万円

② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

- (4) (3) ①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条(定義)第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (3) ①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1) の規定を適用します。

① 専有部分

$$5,000 \text{ 万円 または 保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の専有部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

② 共用部分

$$5,000 \text{ 万円 または 保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の共用部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

③ 生活用動産

$$1,000 \text{ 万円 または 保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

- (5) 当会社は、(3) ①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または (3) ①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに (3) および (4) の規定をそれぞれ適用します。

- (6) (3) から (5) までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (3) の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から (3) ①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② (4) の規定により保険金を支払った場合^(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 専有部分および共用部分

$$(3) \text{ ①に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

$$(3) \text{ ②に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(注) (3) ①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (3) ①または②に規定する限度額を超える場合にかぎりません。

- (7) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

第6条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのこの別に前条の規定を適用します。

第7条（保険金支払についての特則）

- (1) 地震保険法第4条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算払い、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。
- (2) 地震保険法第4条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条（2以上の地震等の取扱い）

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのこの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時^(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
 - (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 - (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条（通知義務）

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった

場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実にかぎりません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社へ通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実にかぎりません。

- (2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合^(注)には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

- (7) (6) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) の事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合

は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社へ通知しなければなりません。

第13条（保険の対象の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社へ通知しなければなりません。
- (2) (1) の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1) の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社へ申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が (2) の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）(1) の規定にかかわらず、(2) の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条（警戒宣言等）第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日^(注)までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時まで締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。

（注）その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
 - ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）(1) の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) の規定を適用します。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社がこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力^(注)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力^(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力^(注)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力^(注)と社会的に非難されるべき関係をしていると認められること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) (1)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (3) 保険契約者または被保険者が(1) ③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1) ③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第20条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第10条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間^(注)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条(保険料の返還・無効、失効等の場合)

- (1) 第14条(保険契約の無効)(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

- (2) 第14条(保険契約の無効)(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。

- (3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

- (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条（保険料の返還－取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

- (1) 第17条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容^(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (注) 既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（損害防止義務）

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損害見積書
 - ④ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 法律上の配偶者にかぎりません。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたと

しても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3) もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額^(注2)および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了^(注3)の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注1) 被保険者が前条(2) および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 保険価額を含みます。
- (注3) 第33条（付帯される保険契約との関係）(2)において定める終了にかぎります。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとし、
- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
 - ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者が前条(2) および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) 当会社は、第7条（保険金支払についての特則）の規定により保険金^(注)を支払う場合には、(1) から(3)までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。
- (注) 概算払の場合を含みます。

第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する (1) または (2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第32条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 当会社が第5条（保険金の支払額）(1) ①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (2) (1) の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(5) の規定が適用される場合には、保険金額から同条 (5) ①または②の残額を差し引いた金額を同条 (5) の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (2) (1) の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(6) の規定が適用される場合には、保険金額から同条 (6) ①または②の残額を差し引いた金額を同条 (6) の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

- (3) (1) の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) から (3) までの規定を適用します。

第33条（付帯される保険契約との関係）

- (1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条（定義）第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。
- (2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条（保険契約の継続）

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合^(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条（告知義務）の規定を適用します。

(注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

- (2) 第9条（保険責任の始期および終期）(3) の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。
- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもつ

- てその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合(%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

●個人用火災総合保険に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約が個人用火災総合保険の場合は、この特則が適用されます。

第1条（普通保険約款の適用除外）

当会社は、普通保険約款第9条（保険責任の始期および終期）(3) および第34条（保険契約の継続）(2) の規定を適用しません。

第2条（契約内容の変更等）

- (1) 保険契約者または被保険者が、普通保険約款第11条（通知義務）(1) 以外の契約内容の変更をしようとするときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1) の場合において、当会社が書面を受領するまでの間に生じた損害に対しては、当会社は、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

第3条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 保険契約者または被保険者が、普通保険約款第11条（通知義務）(1) の規定による通知をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、普通保険約款第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(2) の規定にかかわらず、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間^(注1)に対し、次の算式に従い計算した保険料を、請求または返還します。

$$\begin{array}{l} \text{変更前の保険料} \\ \text{と変更後の保険} \times \frac{\text{未経過月数}^{(注2)}}{\text{保険期間月数}^{(注3)}} \\ \text{料の差額} \end{array}$$

- (2) 保険契約者または被保険者が、前条(1)の規定による通知をする場合において、保険料を変更する必要があるときも、当会社は、

(1) の規定に従い計算した保険料を、請求または返還します。

(注1) 危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(注2) 未経過月数

変更前の保険料と変更後の保険料に応じて、それぞれ下表のとおり取り扱います。

区分	未経過月数の取扱い
①変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合	1 か月に満たない期間は切り捨てるものとします。
②変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合	1 か月に満たない期間は1 か月とします。

(注3) 保険期間月数

1 か月に満たない期間は1 か月とします。

第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）

(1) 普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）(3) および (4) ならびに第25条（保険料の返還－解除の場合）(1) の規定中「未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。」とあるのは「個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) の規定により計算した保険料を返還します。」と読み替えます。

(2) 普通保険約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2) の規定中「保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは「個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) の規定による保険料を返還します。」と読み替えます。

(3) 普通保険約款第25条（保険料の返還－解除の場合）(2) の規定中「保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは「個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) の規定による保険料を返還します。」と読み替えます。

第5条（保険料率の適用）

この保険契約については、保険期間の初日に使用されている保険料率によるものとします。

特 約

●インターネット特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用 語	定 義
契約情報画面	契約情報入力画面および契約情報確認画面をいいます。
通信手段	インターネットその他の情報処理機器等の通信手段をいいます。

第1条（保険契約の申込み）

- (1) 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、通信手段を媒介として、申込意思の表示(注)を行うことにより保険契約の申込みをすることができるものとします。
 - (2) (1)の規定を適用する場合は、当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、インターネットの専用ホームページにおいて、次の手続きを行うものとします。
 - ① 契約情報入力画面に定められた必要な事項を入力すること。
 - ② 契約情報確認画面に明示された内容を確認し、また、その内容に同意したうえで、契約情報画面を当会社へ送信すること。
 - (3) (2)の規定により当会社が申込意思の表示(注)を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、契約承認画面を保険契約者に明示します。
- (注) 申込意思の表示
当会社に対する保険契約申込みの意思の表示をいいます。

第2条（契約情報画面が送信されない場合の取扱い）

保険契約者により契約情報画面が送信されない場合は、この保険契約は成立しないものとします。

第3条（当会社への通知）

保険契約者または被保険者は、契約内容の変更等について、その手続きを通信手段により行うことができます。ただし、当会社が通信手段により手続きが可能な事項として通信手段を介して明示した契約内容の変更等にかぎりま。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震保険普通保険約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

●共同保険特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用 語	定 義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の事項を行います。

- ① 保険契約申込書等の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知ならびに通知に基づく契約内容の変更の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および質権の設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券等に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生 の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領

⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全

⑩ ①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条の事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

●保険料長期一括払特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用 語	定 義
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
地震約款	地震保険普通保険約款をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
追加保険料	保険料の返還または請求条項第1条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）の追加保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。
変更確認書	契約内容変更の承認の証として当会社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当会社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当会社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。
未経過料率	当会社の定める長期保険未経過料率をいいます。
未払込保険料	この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第1章 共通条項

第1条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次に定める条件をいずれも満たさなければなりません。

① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。

② 当会社に損害保険料預金口座振替依頼書の提出等がなされていること。

(2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。

(4) (1) から (3) までの規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

第2条（クレジットカード払の特則）

(1) 前条の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合は、保険契約者は、保険料をクレジットカード払の方法により払い込むこととします。

① 保険契約者からクレジットカード払の方法による保険料払込みの申出があった場合

② 当会社が①の申出を承認した場合

(2) (1) の場合、当会社は、クレジットカード発行会社へ払込みに使用されるクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったことをもって、保険料の払込みがあったものとみ

なします。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。

① 当会社がクレジットカード発行会社から(2)の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等^(注)に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

② 会員規約等^(注)に定める手続きが行われない場合

(4) 当会社は、(3)①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(5) 保険契約者が会員規約等^(注)に従い、クレジットカードを使用した場合において、(4)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、(3)の規定にかかわらず、(2)の規定を適用します。

(注) 会員規約等

クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。

第3条(返還保険料の取扱い)

(1) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって返還することができるものとします。

(2) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料がクレジットカード払の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、クレジットカード会社を経由して返還することができるものとします。

(3) (1)および(2)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第4条(保険料の取扱い—失効の場合)

保険契約が失効の場合は、普通保険約款基本条項第4節第5条(保険料の取扱い—失効の場合)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。

第5条(保険料の取扱い—保険金額の調整の場合)

普通保険約款基本条項第2節第4条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合は、第4節第6条(保険料の取扱い—保険金額の調整の場合)(2)の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日以降の契約内容に基づき、変更前の保険料と変更後の保険料の差額に未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。

第6条(保険料の取扱い—解除の場合)

普通保険約款基本条項第2節第1条(告知義務)(2)、同節第2条(通知義務)(2)もしくは(6)、第3節第2条(重大事由による解除)(1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または同節第1条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、第4節第2条(保険料の取扱い—解除の場合)(1)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。

第7条(保険料率の改定による保険料の変更)

この保険契約に適用されている保険料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第8条(保険料の取扱い—保険金を支払った場合)

普通保険約款基本条項第7節第4条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合は、この保険契約が終了した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、保険金を支払うべき損害が生じた日の属する保険年度を経過した以後の期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還します。

第9条(保険金支払時の未払込保険料の払込み)

普通保険約款基本条項第7節第4条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により、この保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、保険金支払の原因となった損害また

は費用が発生した保険年度以前の未払込保険料^(注)の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) 保険年度以前の未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべきその保険年度以前の保険料の総額から、既に払い込まれたその保険年度以前の保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第10条（地震保険に付帯されている場合の取扱い）

この特約が地震約款に付帯されている場合は、＜用語の定義＞に別表1を追加したうえで、この特約の規定を別表2および別表3のとおり読み替えます。ただし、別表3については、地震保険の保険期間が整数年以外である場合にかぎります。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

第2章 契約保険料払込条項

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険証券記載の払込期日までに、保険料を一括して払い込まなければなりません。
- (2) (1)において、保険契約者がこの保険契約の保険料を共通条項第1条（保険料の払込方法）(1)に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、(1)の払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときにおいては、その払込期日の属する月の翌月の応当日をその保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第2条（保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が前条(1)の払込期日の属する月の翌月末日までに、保険料の払込みを怠った場合は、当会社は保険期間の初日以後に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（保険料領収前事故の特則）

- (1) 被保険者が、保険料払込み前に生じた事故による損害または費用に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。
 - ① 事故発生日が第1条（保険料の払込み）(1)の払込期日以前であること。
 - ② 保険契約者が保険料を第1条(1)の払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
- (3) (2)②の確約に反して保険契約者が第1条（保険料の払込み）(1)の払込期日に保険料の払込みを怠り、かつ、その払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者が事故発生日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、その払込期日の属する月の翌月末日までに当会社にその事故による損害または費用に対する保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第4条（保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、第1条（保険料の払込み）(1)の払込期日の属する月の翌月末日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) (1)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料^(注)があるときは、その保険料を返還します。

(注) 返還すべき保険料

共通条項第6条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額をいいます。

第3章 保険料の返還または請求条項

第1条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）

(1) 普通保険約款基本条項第2節第2条（通知義務）(1)の通知に基づいて契約内容を変更する場合において、保険料を変更する必要があるときは、第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）②の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間^(注)に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。

(2) 普通保険約款基本条項第2節第6条（契約内容の変更）(1)の規定による承認をする場合、補償条項第4条（保険の対象の範囲）(4)により告げられた事実と異なる場合または同条（9）により協定再調達価額を変更する場合において、保険料を変更する必要があるときは、基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）③の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。

（注）危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条（追加保険料の払込み）

保険契約者は、変更確認書記載の払込期日までに、追加保険料を一括して払い込まなければなりません。ただし、第5条（訂正の申出等に関する特則）(2)のいずれかに該当する場合を除きます。

第3条（追加保険料領収前の事故）

(1) 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）および第1条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）に定めるところに従い、当会社が前条の追加保険料を請求した場合で、保険契約者が同条の払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠ったときは、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更確認書記載の変更日以後に生じた事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条①または②および第1条（1）の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③および第1条（2）の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第4条（追加保険料領収前事故の特則）

(1) 被保険者が、変更確認書記載の変更日以後第2条（追加保険料の払込み）の追加保険料払込み前に生じた事故による損害または費用に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。

(2) (1)の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。

① 事故発生日が第2条（追加保険料の払込み）の払込期日以前であること。

② 保険契約者が追加保険料を第2条の払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。

(3) (2) ②の確約に反して保険契約者が第2条（追加保険料の払込み）の払込期日に追加保険料の払込みを怠り、かつ、その払込期日の属

する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、(2)の保険金について、保険契約者に対してそれぞれ下表に定める金額の返還を請求することができます。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	当会社が返還を請求することができる金額
① 前条(1)①の追加保険料	既に支払った保険金の全額
② 前条(1)②の追加保険料	次の算式により算出された額 既に支払った 保険金の額 － 同条(1)②の 保険金の額

- (4) 保険契約者が、事故発生日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき第2条(追加保険料の払込み)の追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、その払込期日の属する月の翌月末日までに当会社にその事故による損害または費用に対する保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、変更後の契約内容に従い、保険金を支払います。

第5条(訂正の申出等に関する特則)

- (1) 第2条(追加保険料の払込み)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当会社は、追加保険料を、当会社の定めるところに従い請求できます。この場合は、保険契約者は、その追加保険料については、当会社の定めるところに従い、当会社に払い込まなければなりません。

① 普通保険約款基本条項第4節第1条(保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合)①の場合であって、保険契約者または被保険者からの訂正の申出に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。

② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の場合であって、保険契約者または被保険者からの通知に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。

- (2) 第2条(追加保険料の払込み)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第4節第1条(保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合)①または②および第1条(保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合)(1)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その追加保険料の全額を、当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。

① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。

② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。

- (3) 保険契約者が(1)または(2)の追加保険料の払込みを怠った場合^(注)は、当会社は、次に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。

① (1)①または(2)①に該当する場合は、保険期間の初日

② (1)②または(2)②に該当する場合は、危険増加が生じた時

(注) 追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(1)に該当する場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。

第6条(追加保険料不払の場合の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第2条(追加保険料の払込み)の払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき同条の追加保険料の払込みがない場合

② 前条(3)の場合

- (2) (1)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料^(注)があるときは、その保険料を返還します。

(注) 返還すべき保険料

共通条項第6条（保険料の取扱い－解除の場合）の規定により算出した額をいいます。

別表1

用 語	定 義
主契約	普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
整数年保険期間	端日数契約において最初に到来する主契約の保険期間の初日応当日からこの保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。
短期保険期間	端日数契約においてこの保険契約の保険期間の初日から最初に到来する主契約の保険期間の初日応当日までの期間をいいます。
短期保険期間月数	短期保険期間を月数で表したものをいい、1か月に満たない期間は1か月とします。
端日数契約	保険期間が整数年以外の保険契約をいいます。

別表2

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	<用語の定義（五十音順）> 保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。	初年度については、この保険契約の保険期間の初日から主契約の保険期間の初日応当日までの期間、次年度以降については、主契約の保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。
2	共通条項第4条（保険料の取扱い－失効の場合）	普通保険約款基本条項第4節第5条（保険料の取扱い－失効の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(1)
3	共通条項第5条（保険料の取扱い－保険金額の調整の場合）	普通保険約款基本条項第2節第4条（保険金額の調整）(2) 第4節第6条（保険料の取扱い－保険金額の調整の場合）(2)	地震約款第17条（保険金額の調整）(2) 地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(2)
4	共通条項第6条（保険料の取扱い－解除の場合）	普通保険約款基本条項第2節第1条（告知義務）(2)、同節第2条（通知義務）(2)もしくは(6)、第3節第2条（重大事由による解除）(1) 同節第1条（保険契約者による保険契約の解除） 第4節第2条（保険料の取扱い－解除の場合）(1)	地震約款第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1) 地震約款第18条（保険契約者による保険契約の解除） 地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(1)および(3)
5	共通条項第8条（保険料の取扱い－保険金を支払った場合）および 共通条項第9条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）	普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)	地震約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)
6	保険料の返還または請求条項第1条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）(1)	普通保険約款基本条項第2節第2条（通知義務）(1)	地震約款第11条（通知義務）(1)

		第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）②	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
7	保険料の返還または請求条項第1条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）(2)	普通保険約款基本条項第2節第6条（契約内容の変更）(1)の規定による承認をする場合、補償条項第4条（保険の対象の範囲）(4)により告げられた事実と異なる場合または同条(9)により協定再調達価額を変更する場合	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)
		基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)
8	保険料の返還または請求条項第3条（追加保険料領収前の事故）(1)	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）
9	保険料の返還または請求条項第3条（追加保険料領収前の事故）(1)①	普通保険約款基本条項第4節第1条①または②	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
10	保険料の返還または請求条項第3条（追加保険料領収前の事故）(1)②	普通保険約款基本条項第4節第1条③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)
11	保険料の返還または請求条項第5条（訂正の申出等に関する特則）(1)①	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
12	保険料の返還または請求条項第5条（訂正の申出等に関する特則）(1)②および保険料の返還または請求条項第5条（訂正の申出等に関する特則）(2)②	普通保険約款基本条項第4節第1条②	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
13	保険料の返還または請求条項第5条（訂正の申出等に関する特則）(2)	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
14	保険料の返還または請求条項第5条（訂正の申出等に関する特則）(2)①	普通保険約款基本条項第4節第1条①	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)

別表 3

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	共通条項第4条（保険料の取扱い－失効の場合）	この保険契約が失効した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。	この保険契約が失効した日の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。 ① この保険契約が失効した日が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額 ア、 $\boxed{\text{短期保険期間に相当する保険料}} \times \frac{\boxed{\text{短期保険期間の未経過月数(注)}}}{\boxed{\text{短期保険期間月数}}}$ イ、整数年保険期間に相当する保険料 ② この保険契約が失効した日が整数年保険期間内にある場合 ア、整数年保険期間が1年の場合 $\boxed{\text{整数年保険期間に相当する保険料}} \times \frac{\boxed{\text{整数年保険期間の未経過月数(注)}}}{\boxed{12}}$ イ、整数年保険期間が2年以上の場合 $\boxed{\text{整数年保険期間に相当する保険料}} \times \boxed{\text{未経過期間に対応する未経過料率}}$ (注) 未経過月数 1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。
2	共通条項第5条（保険料の取扱い－保険金額の調整の場合）	この保険契約の保険金額が減額された日以降の契約内容に基づき、変更前の保険料と変更後の保険料の差額に未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。	この保険契約の保険金額が減額された日以降の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。 ① この保険契約の保険金額が減額された日が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額 ア、 $\boxed{\text{短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}} \times \frac{\boxed{\text{短期保険期間の未経過月数(注)}}}{\boxed{\text{短期保険期間月数}}}$ イ、整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額 ② この保険契約の保険金額が減額された日が整数年保険期間内にある場合 ア、整数年保険期間が1年の場合 $\boxed{\text{整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}} \times \frac{\boxed{\text{整数年保険期間の未経過月数(注)}}}{\boxed{12}}$ イ、整数年保険期間が2年以上の場合 $\boxed{\text{整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}} \times \boxed{\text{未経過期間に対応する未経過料率}}$ (注) 未経過月数 1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。
3	共通条項第6条（保険料の取扱い－解除の場合）	この保険契約が解除された日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。	この保険契約が解除された日の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。 ① この保険契約が解除された日が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額 ア、 $\boxed{\text{短期保険期間に相当する保険料}} \times \frac{\boxed{\text{短期保険期間の未経過月数(注)}}}{\boxed{\text{短期保険期間月数}}}$ イ、整数年保険期間に相当する保険料 ② この保険契約が解除された日が整数年保険期間内にある場合 ア、整数年保険期間が1年の場合 $\boxed{\text{整数年保険期間に相当する保険料}} \times \frac{\boxed{\text{整数年保険期間の未経過月数(注)}}}{\boxed{12}}$ イ、整数年保険期間が2年以上の場合 $\boxed{\text{整数年保険期間に相当する保険料}} \times \boxed{\text{未経過期間に対応する未経過料率}}$ (注) 未経過月数 1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。

4	共通条項第8条（保険料の取扱いー保険金を支払った場合）	この保険契約が終了した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、保険金を支払うべき損害が生じた日の属する保険年度を経過した以後の期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還します。	この保険契約が終了した日の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料を返還します。 ① 保険金を支払うべき損害が生じた日が短期保険期間内にある場合 整数年保険期間に相当する保険料 ② 保険金を支払うべき損害が生じた日が整数年保険期間内にある場合 整数年保険期間に相当する保険料 × 保険金を支払うべき損害が生じた日の属する保険年度を経過した以後の期間に対応する未経過料率						
5	保険料の返還または請求条項第1条（保険料の取扱いー契約内容の変更の承認等の場合）（1）	変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間（注）に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。	次の算式により算出した保険料を返還または請求します。 ① 危険増加または危険の減少が生じた時が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額 ア、 短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額 × 短期保険期間の未経過月数（注1） 短期保険期間月数 イ、整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額 ② 危険増加または危険の減少が生じた時が整数年保険期間内にある場合 ア、整数年保険期間が1年の場合 整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額 × 整数年保険期間の未経過月数（注1） 12 イ、ア、以外の場合 整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額 × 危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間（注2）に対応する未経過料率						
6	保険料の返還または請求条項第1条（保険料の取扱いー契約内容の変更の承認等の場合）（2）	変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。	次の算式により算出した保険料を返還または請求します。 ① 変更日が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額 ア、 短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額 × 短期保険期間の未経過月数（注1） 短期保険期間月数 イ、整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額 ② 変更日が整数年保険期間内にある場合 ア、整数年保険期間が1年の場合 整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額 × 整数年保険期間の未経過月数（注1） 12 イ、ア、以外の場合 整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額 × 未経過期間に対応する未経過料率						
7	保険料の返還または請求条項第1条（保険料の取扱いー契約内容の変更の承認等の場合）（注）	（注）危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。	（注1）未経過月数 変更前の保険料と変更後の保険料に応じて、それぞれ下表のとおり取り扱います。 <table><tr><th>区 分</th><th>未経過月数の取扱い</th></tr><tr><td>① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合</td><td>1か月に満たない期間は切り捨てるとします。</td></tr><tr><td>② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合</td><td>1か月に満たない期間は1か月とします。</td></tr></table> （注2）危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。	区 分	未経過月数の取扱い	① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合	1か月に満たない期間は切り捨てるとします。	② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合	1か月に満たない期間は1か月とします。
区 分	未経過月数の取扱い								
① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合	1か月に満たない期間は切り捨てるとします。								
② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合	1か月に満たない期間は1か月とします。								

●保険料一括払特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用 語	定 義
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
地震約款	地震保険普通保険約款をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）の追加保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。
変更確認書	契約内容変更の承認の証として当会社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当会社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当会社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。

第1章 共通条項

第1条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
 - ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
 - ② 当会社に損害保険料預金口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- (2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (4) (1) から (3) までの規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

第2条（クレジットカード払の特則）

- (1) 前条の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合は、保険契約者は、保険料をクレジットカード払の方法により払い込むこととします。
 - ① 保険契約者からクレジットカード払の方法による保険料払込みの申出があった場合
 - ② 当会社が①の申出を承認した場合
- (2) (1) の場合、当会社は、クレジットカード発行会社へ払込みに使用されるクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったことをもって、保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(2) の規定は適用しません。
 - ① 当会社がクレジットカード発行会社から(2) の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等^(注)に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
 - ② 会員規約等^(注)に定める手続きが行われない場合
- (4) 当会社は、(3) ①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (5) 保険契約者が会員規約等^(注)に従い、クレジットカードを使用した場合において、(4) の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、(3) の規定にかかわらず、(2) の規定を適用します。

(注) 会員規約等

クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。

第3条（返還保険料の取扱い）

- (1) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって返還することができるものとします。
- (2) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料がクレジットカード払の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、クレジットカード会社を経由して返還することができるものとします。
- (3) (1) および (2) の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第4条（保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合）

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い—失効の場合）の規定は、当会社が返還すべき保険料^(注1)がある場合にかぎり、その保険料を返還します。

(注1) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い—失効の場合）の規定により算出した額から未払込保険料^(注2)を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当会社はその額を請求することができます。

(注2) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第5条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）

普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）

- (1) の規定により、この保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、未払込保険料^(注)の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第6条（地震保険に付帯されている場合の取扱い）

この特約が地震約款に付帯されている場合は、この特約の規定を別表のとおり読み替えます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

第2章 契約保険料払込条項

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険証券記載の払込期日までに、保険料を一括して払い込まなければなりません。
- (2) (1) において、保険契約者がこの保険契約の保険料を共通条項第1条（保険料の払込方法）(1) に定める口座振替の方法によって払込む場合で、(1) の払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときに於いては、その払込期日の属する月の翌月の応当日をその保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第2条（保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が前条 (1) の払込期日の属する月の翌月末日までに、保険料の払込みを怠った場合は、当会社は保険期間の初日以後に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が (1) の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（保険料領収前事故の特則）

- (1) 被保険者が、保険料払込み前に生じた事故による損害または費用に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1) の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合

で、かつ、当社が承認したときは、当社は、保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。

- ① 事故発生日が第1条（保険料の払込み）（1）の払込期日以前であること。
- ② 保険契約者が保険料を第1条（1）の払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
- (3) (2) ②の確約に反して保険契約者が第1条（保険料の払込み）（1）の払込期日に保険料の払込みを怠り、かつ、その払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者が事故発生日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、その払込期日の属する月の翌月末日までに当社にその事故による損害または費用に対する保険金の支払の請求を行うときは、当社は、保険契約者が保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第4条（保険料不払の場合の解除）

- (1) 当社は、第1条（保険料の払込み）（1）の払込期日の属する月の翌月末日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) (1)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料^(注1)があるときは、その保険料を返還します。
(注1) 返還すべき保険料
普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料^(注2)を差し引いた額をいいます。
(注2) 未払込保険料
この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第3章 追加保険料払込条項

第1条（追加保険料の払込み）

保険契約者は、変更確認書記載の払込期日までに、追加保険料を一括して払い込まなければなりません。ただし、第4条（訂正の申出等に関する特則）（2）のいずれかに該当する場合を除きます。

第2条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）に定めるところに従い、当社が前条の追加保険料を請求した場合で、保険契約者が同条の払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠ったときは、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更確認書記載の変更日以後に生じた事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条①または②の規定により当社が請求した追加保険料	当社は、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③の規定により当社が請求した追加保険料	当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

- (2) 保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（追加保険料領収前事故の特則）

- (1) 被保険者が、変更確認書記載の変更日以後第1条（追加保険料の払込み）の追加保険料払込み前に生じた事故による損害または費用に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、

保険契約者は追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。

- (2) (1)の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。
- ① 事故発生日が第1条（追加保険料の払込み）の払込期日以前であること。
- ② 保険契約者が追加保険料を第1条の払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
- (3) (2) ②の確約に反して保険契約者が第1条（追加保険料の払込み）の払込期日に追加保険料の払込みを怠り、かつ、その払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、(2)の保険金について、保険契約者に対してそれぞれ下表に定める金額の返還を請求することができます。

保険契約者が 払込みを怠った 追加保険料	当会社が返還を請求する ことができる金額			
① 前条（１）①の追 加保険料	既に支払った保険金の全額			
② 前条（１）②の追 加保険料	次の算式により算出された額 <table><tr><td>既に支払った 保険金の額</td><td>－</td><td>同条（１）②の 保険金の額</td></tr></table>	既に支払った 保険金の額	－	同条（１）②の 保険金の額
既に支払った 保険金の額	－	同条（１）②の 保険金の額		

- (4) 保険契約者が、事故発生日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき第1条（追加保険料の払込み）の追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、その払込期日の属する月の翌月末日までに当会社にその事故による損害または費用に対する保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、変更後の契約内容に従い、保険金を支払います。

第4条（訂正の申出等に関する特則）

- (1) 第1条（追加保険料の払込み）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当会社は、追加保険料を、当会社の定めるところに従い請求できます。この場合は、保険契約者は、その追加保険料については、当会社の定めるところに従い、当会社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①の場合であって、保険契約者または被保険者からの訂正の申出に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。
- ② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の場合であって、保険契約者または被保険者からの通知に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。
- (2) 第1条（追加保険料の払込み）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その追加保険料の全額を、当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。
- ② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。
- (3) 保険契約者が(1)または(2)の追加保険料の払込みを怠った場合^(注)は、当会社は、次に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
- ① (1) ①または(2) ①に該当する場合は、保険期間の初日
- ② (1) ②または(2) ②に該当する場合は、危険増加が生じた時
- (注) 追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(1)に該当する場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎり、

第5条（追加保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第1条（追加保険料の払込み）の払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき同条の追加保険料の払込みがない場合

② 前条（3）の場合

(2) (1)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料^(注1)があるときは、その保険料を返還します。

(注1) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い－解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料^(注2)を差し引いた額をいいます。

(注2) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

別 表

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	<用語の定義（五十音順）> 追加保険料 および 追加保険料払込条項第2条（追加保険料領収前の事故）(1)	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）
2	共通条項第4条（保険料の取扱い－普通保険約款における解除等の場合） および 共通条項第4条（保険料の取扱い－普通保険約款における解除等の場合）(注1)	普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い－解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い－失効の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(1) および (3)
3	共通条項第5条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）	普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)	地震約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)
4	契約保険料払込条項第4条（保険料不払の場合の解除）(注1) および 追加保険料払込条項第5条（追加保険料不払の場合の解除）(注1)	普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い－解除の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(1)
5	追加保険料払込条項第2条（追加保険料領収前の事故）(1) ①	普通保険約款基本条項第4節第1条①または②	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
6	追加保険料払込条項第2条（追加保険料領収前の事故）(1) ②	普通保険約款基本条項第4節第1条③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)
7	追加保険料払込条項第4条（訂正の申出等に関する特則）(1) ①	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)

8	追加保険料払込条項第4条（訂正の申出等に関する特則）(1) ② および 追加保険料払込条項第4条（訂正の申出等に関する特則）(2) ②	普通保険約款基本条項第4節第1条②	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
9	追加保険料払込条項第4条（訂正の申出等に関する特則）(2)	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
10	追加保険料払込条項第4条（訂正の申出等に関する特則）(2) ①	普通保険約款基本条項第4節第1条①	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)

●保険料分割払特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用 語	定 義
クレジット カード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
地震約款	地震保険普通保険約款をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
第1回追加保 険料払込期日	追加保険料払込条項第1条（追加保険料の払込み）(2) に定める第1回追加保険料の払込期日をいいます。
第1回保険料 払込期日	契約保険料払込条項第1条（保険料の払込み）(2) に定める第1回保険料の払込期日をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）の追加保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。
変更確認書	契約内容変更の承認の証として当会社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当会社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当会社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。

第1章 共通条項

第1条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次に定める条件をいずれも満たさなければなりません。

① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。

② 当会社に損害保険料預金口座振替依頼書の提出等がなされていること。

(2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。

(4) (1) から (3) までの規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

第2条（クレジットカード払の特則）

(1) 前条の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合

は、保険契約者は、保険料をクレジットカード払の方法により払い込むこととします。

- ① 保険契約者からクレジットカード払の方法による保険料払込みの申出があった場合
 - ② 当社が①の申出を承認した場合
- (2) (1) の場合、当社は、クレジットカード発行会社へ払込みに使用されるクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったことをもって、保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(2) の規定は適用しません。
- ① 当社がクレジットカード発行会社から(2) の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等^(注)に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
 - ② 会員規約等^(注)に定める手続きが行われない場合
- (4) 当社は、(3) ①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (5) 保険契約者が会員規約等^(注)に従い、クレジットカードを使用した場合において、(4) の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、(3) の規定にかかわらず、(2) の規定を適用します。

(注) 会員規約等

クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。

第3条（返還保険料の取扱い）

- (1) 当社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当社は、返還保険料の全額を一括してまたは当社の定める回数に分割して、当社の定める日に、指定口座への振込みによって返還することができるものとします。
- (2) 当社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料がクレジットカード払の方法により払い込まれているときは、当社は、返還保険料の全額を一括してまたは当社の定める回数に分割して、当社の定める日に、クレジットカード会社を経由して返還することができるものとします。
- (3) (1) および (2) の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第4条（保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合）

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い—失効の場合）の規定は、当社が返還すべき保険料^(注1)がある場合にかぎり、その保険料を返還します。

(注1) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い—失効の場合）の規定により算出した額から未払込保険料^(注2)を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当社はその額を請求することができます。

(注2) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第5条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）

普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1) の規定により、この保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、未払込保険料^(注)の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第6条（地震保険に付帯されている場合の取扱い）

この特約が地震約款に付帯されている場合は、この特約の規定を別表のとおり読み替えます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

第2章 契約保険料払込条項

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、次に定める払込期日までに、保険料を払い込まなければなりません。

払い込むべき保険料	払込期日
第1回保険料	保険証券記載の払込期日
第2回以降の保険料	第1回保険料払込期日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日

- (3) (1) および (2) において、保険契約者がこの保険契約の保険料を共通条項第1条（保険料の払込方法）(1) に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、第1回保険料払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときにおいては、第1回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日をその第1回保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (4) (3) の規定が適用される場合であっても、第2回以降の保険料の払込期日は変更しません。

第2条（保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、次の事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

保険契約者が払込みを怠った保険料	保険金を支払わない事故
第1回保険料	保険期間の初日以後に生じた事故
第2回以降の保険料	保険料の払込みを怠った払込期日の翌日以後に生じた事故

- (2) 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（保険料領収前事故の特則）

- (1) 被保険者が、第1回保険料払込み前に生じた事故による損害または費用に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は第1回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1) の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、第1回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。
- ① 事故発生日が第1回保険料払込期日以前であること。
- ② 保険契約者が第1回保険料を第1回保険料払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
- (3) (2) ②の確約に反して保険契約者が第1回保険料払込期日に第1回保険料の払込みを怠り、かつ、第1回保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者が事故発生日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに当会社はその事故による損害または費用に対する保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第4条（保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、それぞれ下表に定める解除の効力の発生の日から将来に向かってのみその効力を生じます。

当会社がこの保険契約を解除することができる事由	解除の効力の発生の日
① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合	その保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日。ただし、その保険料が第1回保険料である場合は、保険期間の初日とします。
② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日 ^(注1) までに、次回払込期日 ^(注1) に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合	次回払込期日 ^(注1) または保険期間の末日のいずれか早い日

(2) (1)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料^(注2)があるときは、その保険料を返還します。

(注1) 次回払込期日

保険料を払い込むべき払込期日の翌月の払込期日をいいます。

(注2) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料^(注3)を差し引いた額をいいます。

(注3) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第5条（解除の効力に関する特則）

(1) 前条(1)①の場合であって、保険契約者が保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその払込みを怠ったと当社が認めるときは、同条(1)①の規定にかかわらず、その解除は、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日から将来に向かってのみその効力を生じるものとします。

(2) (1)の場合において、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または費用に対して当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、保険契約者に対してその保険金の全額の返還を請求することができます。

第3章 追加保険料払込条項

第1条（追加保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、次のいずれかの方法により追加保険料を払い込むこととします。ただし、第4条（訂正の申出等に関する特則）(2)のいずれかに該当する場合を除きます。

① 追加保険料を、未経過期間等によって当社が決定する回数に分割し、毎月、変更確認書記載の金額を払い込む方法

② 追加保険料を一括して払い込む方法

(2) 保険契約者は、次に定める払込期日までに、(1)の追加保険料を払い込まなければなりません。

払い込むべき追加保険料	払込期日	
	(1) ①の場合	(1) ②の場合
第1回追加保険料	変更確認書記載の払込期日	
第2回以降の追加保険料	第1回追加保険料払込期日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日	

第2条（追加保険料領収前の事故）

(1) 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）に定めるところに従い、当社が前条の追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき第1回追加保険料の払込みを怠ったときは、変更確認書記載の変更日以後第1回追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った第1回追加保険料	変更確認書記載の変更日以後に生じた事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条①または②の規定により当会社が請求した第1回追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③の規定により当会社が請求した第1回追加保険料	当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

- (2) 当会社は、保険契約者が前条の第2回以降の追加保険料について、その追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が(1)または(2)の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（追加保険料領収前事故の特則）

- (1) 被保険者が、変更確認書記載の変更日以後第1条（追加保険料の払込み）の第1回追加保険料払込み前に生じた事故による損害または費用に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は第1回追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、第1回追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。
- ① 事故発生日が第1回追加保険料払込期日以前であること。
- ② 保険契約者が第1回追加保険料を第1回追加保険料払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
- (3) (2)②の確約に反して保険契約者が第1回追加保険料払込期日に第1回追加保険料の払込みを怠り、かつ、第1回追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、(2)の保険金について、保険契約者に対してそれぞれ下表に定める金額の返還を請求することができます。

保険契約者が払込みを怠った第1回追加保険料	当会社が返還を請求することができる金額
① 前条(1)①の第1回追加保険料	既に支払った保険金の全額
② 前条(1)②の第1回追加保険料	次の算式により算出された額 既に支払った 保険金の額 － 同条(1)②の 保険金の額

- (4) 保険契約者が、事故発生日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき第1条（追加保険料の払込み）の追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに当会社にその事故による損害または費用に対する保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、変更後の契約内容に従い、保険金を支払います。

第4条（訂正の申出等に関する特則）

- (1) 第1条（追加保険料の払込み）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当会社は、追加保険料の全部または一部を、当会社の定めるところに従い請求できます。この場合は、保険契約者は、その追加保険料については、当会社の定めるところに従い、当会社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①の場合であって、保険契約者または被保険者からの訂正の申出に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。
- ② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の場合であって、保険契約者または被保険者からの通知に基づきこの保険契約の内容を変

更するとき。

(2) 第1条（追加保険料の払込み）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その追加保険料の全額を、当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。

① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。

② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。

(3) 保険契約者が(1)または(2)の追加保険料の払込みを怠った場合^(注)は、当会社は、次に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。

① (1) ①または(2) ①に該当する場合は、保険期間の初日

② (1) ②または(2) ②に該当する場合は、危険増加が生じた時

(注) 追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(1)に該当する場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎりです。

第5条（追加保険料不払の場合の解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます

① 払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき第1条（追加保険料の払込み）の追加保険料の払込みがない場合

② 前条(3)の場合

(2) (1)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料^(注1)があるときは、その保険料を返還します。

(注1) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い－解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料^(注2)を差し引いた額をいいます。

(注2) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

別 表

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	<用語の定義（五十音順）> 追加保険料 および 追加保険料払込条項第2条（追加保険料領収前の事故）(1)	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）
2	共通条項第4条（保険料の取扱い－普通保険約款における解除等の場合） および 共通条項第4条（保険料の取扱い－普通保険約款における解除等の場合）(注1)	普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い－解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い－失効の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(1)および(3)
3	共通条項第5条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）	普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)	地震約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)

4	契約保険料払込条項第4条（保険料不払の場合の解除）(注2)および追加保険料払込条項第5条（追加保険料不払の場合の解除）(注1)	普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い－解除の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(1)
5	追加保険料払込条項第2条（追加保険料領収前の事故）(1) ①	普通保険約款基本条項第4節第1条①または②	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
6	追加保険料払込条項第2条（追加保険料領収前の事故）(1) ②	普通保険約款基本条項第4節第1条③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)
7	追加保険料払込条項第4条（訂正の申出等に関する特則）(1) ①	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
8	追加保険料払込条項第4条（訂正の申出等に関する特則）(1) ②および追加保険料払込条項第4条（訂正の申出等に関する特則）(2) ②	普通保険約款基本条項第4節第1条②	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
9	追加保険料払込条項第4条（訂正の申出等に関する特則）(2)	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
10	追加保険料払込条項第4条（訂正の申出等に関する特則）(2) ①	普通保険約款基本条項第4節第1条①	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)

●保険料分割払特約（長期契約）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用 語	定 義
クレジット カード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
地震約款	地震保険普通保険約款をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
第1回追加保 険料払込期日	追加保険料払込条項第1条（追加保険料の払込み）(2) に定める第1回追加保険料の払込期日をいいます。
第1回保険料 払込期日	契約保険料払込条項第1条（保険料の払込み）(2) に定める第1回保険料の払込期日をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）の追加保険料のうち、変更確認書記載の変更日の属する保険年度の追加保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。
変更確認書	契約内容変更の承認の証として当会社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当会社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当会社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。

第1章 共通条項

第1条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
 - ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
 - ② 当会社に損害保険料預金口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- (2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (4) (1) から (3) までの規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

第2条（クレジットカード払の特則）

- (1) 前条の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合は、保険契約者は、保険料をクレジットカード払の方法により払い込むこととします。
 - ① 保険契約者からクレジットカード払の方法による保険料払込みの申出があった場合
 - ② 当会社が①の申出を承認した場合
 - (2) (1) の場合、当会社は、クレジットカード発行会社へ払込みに使用されるクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったことをもって、保険料の払込みがあったものとみなします。
 - (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(2) の規定は適用しません。
 - ① 当会社がクレジットカード発行会社から(2) の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等^(注)に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
 - ② 会員規約等^(注)に定める手続きが行われない場合
 - (4) 当会社は、(3) ①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
 - (5) 保険契約者が会員規約等^(注)に従い、クレジットカードを使用した場合において、(4) の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、(3) の規定にかかわらず、(2) の規定を適用します。
- (注) 会員規約等
クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。

第3条（返還保険料の取扱い）

- (1) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括してまたは当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって返還することができるものとします。
- (2) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料がクレジットカード払の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括してまたは当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、クレジットカ

ード発行会社を経由して返還することができるものとします。

- (3) (1) および (2) の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第4条（保険料の払込方法の変更）

保険契約者から書面等により保険料の払込方法の変更の申出があった場合で、当会社がこれを承認したときは、当会社が定める時以降に請求する保険料を、次の規定を準用して払い込むものとします。

- ① 口座振替の方法により払い込む場合は、第1条（保険料の払込方法）(1) から (3) まで
- ② クレジットカード払の方法により払い込む場合は、第2条（クレジットカード払の特則）
- ③ 口座振替およびクレジットカード払以外の方法により払い込む場合は、第1条（4）

第5条（保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合）

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い—失効の場合）の規定は、当会社が返還すべき保険料^(注1)がある場合にかぎり、その保険料を返還します。

(注1) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い—失効の場合）の規定により算出した額から未払込保険料^(注2)を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当会社はその額を請求することができます。

(注2) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第6条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）

普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）

- (1) の規定により、この保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、保険金支払の原因となった損害または費用が発生した保険年度以前の未払込保険料^(注)の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) 保険年度以前の未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべきその保険年度以前の保険料の総額から、既に払い込まれたその保険年度以前の保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第7条（地震保険に付帯されている場合の取扱い）

この特約が地震約款に付帯されている場合は、この特約の規定を別表のとおり読み替えます。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

第2章 契約保険料払込条項

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券^(注)記載の金額に分割して、保険証券^(注)記載の払込方法に従い、払い込むこととします。

(2) 保険契約者は、次に定める払込期日までに、保険料を払い込まなければなりません。

払い込むべき保険料		払込期日
第1回保険料		保険証券記載の払込期日
第2回以降の保険料	払込方法が月払の場合	第1回保険料の払込期日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日
	払込方法が年払の場合	第1回保険料の払込期日の属する月の翌月以降に到来する毎年の払込期日

- (3) (1) および (2) において、保険契約者がこの保険契約の保険料を共通条項第1条（保険料の払込方法）(1) に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、第1回保険料払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときにおいては、第1回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日をその第1回保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

- (4) (3) の規定が適用される場合であっても、第2回以降の保険料の払込期日は変更しません。

(注) 保険証券

保険契約者から書面等により払込方法の変更の申出があった場合で、当社がこれを承認したときは、変更確認書とします。

第2条（保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当社は、次の事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

保険契約者が払込みを怠った保険料	保険金を支払わない事故
第1回保険料	保険期間の初日以後に生じた事故
第2回以降の保険料	保険料の払込みを怠った払込期日の翌日以後に生じた事故

- (2) 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（保険料領収前事故の特則）

- (1) 被保険者が、第1回保険料払込み前に生じた事故による損害または費用に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は第1回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、第1回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。
- ① 事故発生日が第1回保険料払込期日以前であること。
- ② 保険契約者が第1回保険料を第1回保険料払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
- (3) (2)②の確約に反して保険契約者が第1回保険料払込期日に第1回保険料の払込みを怠り、かつ、第1回保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者が事故発生日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに当社にその事故による損害または費用に対する保険金の支払の請求を行うときは、当社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第4条（保険料不払の場合の解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、それぞれ下表に定める解除の効力の発生の日から将来に向かってのみその効力を生じます。

当社がこの保険契約を解除することができる事由	解除の効力の発生の日
① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合	その保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日。ただし、その保険料が第1回保険料である場合は、保険期間の初日とします。
② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日 ^(注1) までに、次回払込期日 ^(注1) に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合	次回払込期日 ^(注1) または保険期間の末日のいずれか早い日

- (2) (1)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料^(注2)があるときは、その保険料を返還します。
- (注1) 次回払込期日

保険料を払い込むべき払込期日の翌月の払込期日をいいます。

(注2) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料^(注3)を差し引いた額をいいます。

(注3) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第5条（解除の効力に関する特則）

- (1) 前条(1)①の場合であって、保険契約者が保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその払込みを怠ったと当社が認めるときは、同条(1)①の規定にかかわらず、その解除は、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の応当日から将来に向かってのみその効力を生じるものとします。
- (2) (1)の場合において、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の応当日の翌日以後に生じた事故による損害または費用に対して当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、保険契約者に対してその保険金の全額の返還を請求することができます。

第6条（保険料率の改定による分割保険料の取扱い）

保険期間の中途においてこの保険契約に適用されている保険料率が改定された場合においても、当社は、分割保険料の変更は行いません。

第3章 追加保険料払込条項

第1条（追加保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、次のいずれかの方法により追加保険料を払い込むこととします。ただし、第4条（訂正の申出等に関する特則）(2)のいずれかに該当する場合を除きます。
- ① 追加保険料を、未経過期間等によって当社が決定する回数に分割し、毎月、変更確認書記載の金額を払い込む方法。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合^(注)にかぎりあります。
- ② ①以外の場合は、追加保険料を一括して払い込む方法
- (2) 保険契約者は、次に定める払込期日までに、(1)の追加保険料を払い込まなければなりません。

払い込むべき追加保険料	払込期日	
	(1) ①の場合	(1) ②の場合
第1回追加保険料	変更確認書記載の払込期日	
第2回以降の追加保険料	第1回追加保険料払込期日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日	

- (3) 当社は、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）および同節第6条（保険料の取扱い—保険金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、変更確認書記載の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、各保険年度の保険料を、変更後の保険契約の条件による保険料にそれぞれ変更します。
- (注) 保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合

この保険契約において定められた保険料の全額が払い込まれている場合を除きます。

第2条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）に定めるところに従い、当社が前条の追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき第1回追加保険料の払込みを怠ったときは、変更確認書記載の変更日以後第1回追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った第1回追加保険料	変更確認書記載の変更日以後に生じた事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条①または②の規定により当社が請求した第1回追加保険料	当社は、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③の規定により当社が請求した第1回追加保険料	当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

- (2) 当社は、保険契約者が前条の第2回以降の追加保険料について、その追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事

故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

- (3) 保険契約者が(1)または(2)の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（追加保険料領収前事故の特則）

- (1) 被保険者が、変更確認書記載の変更日以後第1条（追加保険料の払込み）の第1回追加保険料払込み前に生じた事故による損害または費用に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は第1回追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、第1回追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。
- ① 事故発生日が第1回追加保険料払込期日以前であること。
- ② 保険契約者が第1回追加保険料を第1回追加保険料払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
- (3) (2)②の確約に反して保険契約者が第1回追加保険料払込期日に第1回追加保険料の払込みを怠り、かつ、第1回追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、(2)の保険金について、保険契約者に対してそれぞれ下表に定める金額の返還を請求することができます。

保険契約者が 払込みを怠った 第1回追加保険料	当会社が返還を請求することができる金額
①前条(1)①の第 1回追加保険料	既に支払った保険金の全額
②前条(1)②の第 1回追加保険料	次の算式により算出された額 既に支払った 保険金の額 － 同条(1)②の 保険金の額

- (4) 保険契約者が、事故発生日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき第1条（追加保険料の払込み）の追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに当会社にその事故による損害または費用に対する保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、変更後の契約内容に従い、保険金を支払います。

第4条（訂正の申出等に関する特則）

- (1) 第1条（追加保険料の払込み）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当会社は、追加保険料の全部または一部を、当会社の定めるところに従い請求できます。この場合は、保険契約者は、その追加保険料については、当会社の定めるところに従い、当会社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①の場合であって、保険契約者または被保険者からの訂正の申出に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。
- ② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の場合であって、保険契約者または被保険者からの通知に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。
- (2) 第1条（追加保険料の払込み）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その追加保険料の全額を、当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。
- ② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。
- (3) 保険契約者が(1)または(2)の追加保険料の払込みを怠った場合^(注)は、当会社は、次に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いま

せん。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。

① (1) ①または(2) ①に該当する場合は、保険期間の初日

② (1) ②または(2) ②に該当する場合は、危険増加が生じた時

(注) 追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(1)に該当する場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎりず。

第5条（追加保険料不払の場合の解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき第1条（追加保険料の払込み）の追加保険料の払込みがない場合

② 前条(3)の場合

(2) (1)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料^(注1)があるときは、その保険料を返還します。

(注1) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い－解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料^(注2)を差し引いた額をいいます。

(注2) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

別 表

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	<用語の定義（五十音順）> 追加保険料 および 追加保険料払込条項第2条（追加保険料領収前の事故）(1)	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）
2	<用語の定義（五十音順）> 保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。	初年度については、この保険契約の保険期間の初日から主契約の保険期間の初日応当日までの期間、次年度以降については、主契約の保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。
3	共通条項第5条（保険料の取扱い－普通保険約款における解除等の場合） および 共通条項第5条（保険料の取扱い－普通保険約款における解除等の場合）(注1)	普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い－解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い－失効の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(1) および(3)
4	共通条項第6条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）	普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)	地震約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)
5	契約保険料払込条項第4条（保険料不払の場合の解除）(注2) および 追加保険料払込条項第5条（追加保険料不払の場合の解除）(注1)	普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い－解除の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(1)

6	追加保険料払込条項第1条（追加保険料の払込み）（3）	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）および同節第6条（保険料の取扱い－保険金額の調整の場合）（2）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）および同特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）（2）
7	追加保険料払込条項第2条（追加保険料領収前の事故）（1）①	普通保険約款基本条項第4節第1条①または②	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）
8	追加保険料払込条項第2条（追加保険料領収前の事故）（1）②	普通保険約款基本条項第4節第1条③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（2）
9	追加保険料払込条項第4条（訂正の申出等に関する特則）（1）①	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）
10	追加保険料払込条項第4条（訂正の申出等に関する特則）（1）② および 追加保険料払込条項第4条（訂正の申出等に関する特則）（2）②	普通保険約款基本条項第4節第1条②	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）
11	追加保険料払込条項第4条（訂正の申出等に関する特則）（2）	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）
12	追加保険料払込条項第4条（訂正の申出等に関する特則）（2）①	普通保険約款基本条項第4節第1条①	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）

●クレジットカード払特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用 語	定 義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。

第1条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

- 当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、この保険契約の保険料^{（注）}を支払うことを承認します。
 - 次条以下の規定は、クレジットカードを使用したこの保険契約の保険料^{（注）}の支払ごとに適用します。
- （注）この保険契約の保険料

保険契約締結の際に支払うべき保険料または契約内容の変更の際に支払う保険料をいいます。

第2条（保険料の払込み）

- 保険契約者から、保険契約締結の際または契約内容の変更の際にクレジットカードによる保険料の支払の申出があった場合は、当会社は、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社が

クレジットカードによる保険料の支払を承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 当会社がクレジットカード発行会社から(1)の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第3条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

(1) 当会社は、前条(2)①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(2)の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。

(3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、この場合の保険料は、保険契約締結の際に支払うべき保険料にかぎるものとし、契約内容の変更の際に支払うべき保険料の支払を怠った場合は、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を適用します。

(4) (3)の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条（保険料の返還の特則）

(1) 普通保険約款および付帯された他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、次のいずれかの領収を確認した後に保険料を返還します。

① クレジットカード発行会社から当会社に支払われるべき保険料相当額の全額

② 前条(1)の規定により当会社が保険契約者に直接請求した保険料がある場合は、その全額

(2) (1)①を当会社が領収していない場合に、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額の全額を既に支払っているときは、当会社は、その額を領収したものとみなして保険料を返還します。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震保険普通保険約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

●団体扱・集団扱特約（長期一括払以外）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用 語	定 義
口座振替方式	保険契約者の指定する口座から、口座振替の方法により保険料を集金する方式をいいます。
地震約款	地震保険普通保険約款をいいます。
集金契約	当会社との間で締結した保険料集金に関する契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
団体	官公署、公社、会社等の団体 ^(注) をいいます。 (注) 団体 法人または個人の別を問いません。
追加保険料	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）の追加保険料をいい、保険期間が1年を超える場合は、変更確認書記載の変更日の属する保険年度の追加保険料をいいます。

変更確認書	契約内容変更の承認の証として当会社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当会社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当会社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。		
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。		
未払込追加保険料	次の算式により算出された額をいいます。		
	区 分	未払込追加保険料	
	① 保険期間が1年以下の場合	この保険契約において払い込まれるべき追加保険料の総額	既に払い込まれた追加保険料の総額 －
未払込保険料	② 保険期間が1年を超える場合	この保険契約において払い込まれるべき集金不能日もしくは保険期間の末日のいずれか早い日またはこの特約の解除日の属する保険年度以前の追加保険料の総額	既に払い込まれたその保険年度以前の追加保険料の総額 －
	区 分	未払込保険料	
	① 保険期間が1年以下の場合	この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額	既に払い込まれた保険料の総額 －
未払込追加保険料	② 保険期間が1年を超える場合	この保険契約において払い込まれるべき集金不能日もしくは保険期間の末日のいずれか早い日またはこの特約の解除日の属する保険年度以前の追加保険料の総額	既に払い込まれたその保険年度以前の追加保険料の総額 －

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、保険契約者が、この特約に従い、集金者を經由して保険料を払い込むことに同意しており、かつ、団体、集団^(注)または集金者がこの保険契約の締結を認めている場合に付帯することができます。ただし、次のいずれかに該当する場合にかぎりします。

① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること、または団体を退職した者であること。

② 保険契約者が次のいずれかに該当する者であること。

ア. 集団^(注)

イ. ア. を構成する集団^(注)

ウ. ア. またはイ. の構成員

エ. ア. からウ. までの役員または従業員

(注) 集団

当会社が別に定める基準に適合する集団をいいます。

第2条（保険料の払込み）

保険契約者は、下表に定めるところにより保険料を払い込むこととします。

区 分	保険料の払込み
① 保険料を一括して払い込む場合	保険契約締結の際、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこととします。
② 保険料を保険証券記載の払込方法に従い分割して払い込む場合	ア. 第1回保険料は、保険契約締結の際、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこととします。 イ. 第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこととします。

第3条（保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条①の保険料または同条②ア. の第1回保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がこれらの保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む場合を除きます。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、下表に定めるところにより、その追加保険料を当会社に払い込むこととします。ただし、(2) のいずれかに該当する場合を除きます。

区 分	追加保険料の払込み
① 保険証券記載の保険料の払込方法が一括払または長期年払である場合	集金者を経ることなく、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこととします。ただし、集金者と当会社との間に「追加保険料集金に係わる覚書」が締結されている場合は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て、追加保険料の全額を払い込むことができます。
② 保険証券記載の保険料の払込方法が月払または長期月払である場合	集金者を経ることなく、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこととします。ただし、集金者と当会社との間に「追加保険料集金に係わる覚書」が締結されている場合は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て、次のいずれかの方法により追加保険料を払い込むことができます。 ア. 追加保険料の全額を払い込む方法 イ. 未経過期間等によって当会社が決定する回数に分割し、毎月、変更確認書記載の金額を払い込む方法

- (2) (1) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。
- ② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。
- (3) 当会社は、第2条（保険料の払込み）②の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるときは、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）および同節第6条（保険料の取扱い—保険金額の調整の場合）(2) の規定にかかわらず、変更確認書記載の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、各保険年度の保険料を変更後の保険契約の条件による保険料にそれぞれ変更します。

第5条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 保険契約者が前条(1)の追加保険料の払込みを怠った場合^(注)は、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。ただし、保険契約者が前条(1)の追加保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む場合を除きます。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更日以後に生じた事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(2) 保険契約者が前条(2)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、次に定める時から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。

- ① 前条(2)①に該当する場合は、保険期間の初日
 ② 前条(2)②に該当する場合は、危険増加が生じた時
 (注) 前条(1)の追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(1)①に該当する場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎりえます。

第6条（追加保険料不払の場合の解除）

(1) 当会社は、保険契約者が第4条（追加保険料の払込み）(2)または前条(1)①の追加保険料の払込みを怠った場合^(注1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) (1)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料^(注2)があるときは、その保険料を返還します。

(注1) 追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が前条(1)①に該当する場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎりえます。

(注2) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。

第7条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）

普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）

(1)の規定により、この保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、未払込保険料^(注)の全額を、集金者を経ることなく、一時に払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料

保険期間が1年を超える場合は、この特約の＜用語の定義＞の規定にかかわらず、保険金支払の原因となった損害または費用が発生した保険年度以前のこの保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれたその保険年度以前の保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第8条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料または追加保険料については、領収した保険料または追加保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第9条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合は、下表に定める集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、次条から第12条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）までの規定を除きます。

区 分	集金不能日
① 集金契約が解除されたことにより集金者による保険料または追加保険料の集金が不能となった場合	集金が不能となった最初の集金日 ^(注1)
② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったことにより集金者による保険料または追加保険料の集金が不能となった場合。ただし、次の条件をいずれも満たす場合を除きます。 ア. 保険契約者が、退職後等にも引続きこの特約の規定に従い保険料または追加保険料を払い込むことを、集金が不能となった最初の集金日 ^(注1) の属する月の翌々月末日までに当会社に通知すること。 イ. その団体に対して、当会社があらかじめア. の取扱いを認めていること。 ウ. 退職後等に払い込むべき保険料または追加保険料の一部について、集金者が集金を行うことができない場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、当会社が請求したその全額を一時に当会社に払い込むこと。	
③ 保険契約者が第1条（この特約が付帯される条件）②のいずれかに該当する者でなくなったことにより集金者による保険料の集金が不能となった場合	
④ 口座振替方式以外の場合で、①から③まで以外の理由により集金者による保険料または追加保険料の集金が不能となったとき。	
⑤ 口座振替方式の場合で、保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料または追加保険料が集金日 ^(注1) の属する月の翌月末日までに集金されなかったとき。ただし、集金者が保険契約者に代わって保険料または追加保険料をその集金日 ^(注1) の属する月の翌々月末日までに当会社に支払った場合を除きます。	その集金日 ^(注1) の属する月の翌月末日
⑥ 当会社が、集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料または追加保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合	この保険契約について集金契約に基づく保険料または追加保険料の集金を行わなくなった事実が発生した日

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数^(注2)が10名未満である場合は、この特約を解除することができます。ただし、次条から第12条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）までの規定を除きます。

(3) (1) ①もしくは⑥の事実が発生した場合または (2) の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(注1) 集金日

集金契約に定める集金日をいいます。

(注2) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数
同一の保険契約者が複数の団体扱・集団扱に関する特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。また、複数の集金契約が締結されている場合は、それぞれの集金契約の保険契約者の人数の合計とします。

第10条（特約の失効または解除後の未払込保険料または未払込追加保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料または未払込追加保険料の全額を、集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区 分		払込期日
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	ア. 口座振替方式以外の場合	集金不能日の属する月の翌々月末日
	イ. 口座振替方式の場合	集金不能日の属する月の翌月末日
② 前条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	ア. 口座振替方式以外の場合	この特約の解除日の属する月の翌々月末日
	イ. 口座振替方式の場合	この特約の解除日の属する月の翌月末日

(2) 当会社は、(1) に定める払込期日までに未払込保険料または未払込追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、集金不能日の翌日またはこの特約の解除日の翌日から未払込保険料または未払込追加保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1) に定める払込期日までに未払込保険料または未払込追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 集金不能日またはこの特約の解除日

② 保険期間の末日

(4) (3) の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料^(注)があるときは、その保険料を返還します。

(注) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。

第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）

(1) 第9条（特約の失効または解除）(1) の規定によりこの特約が効力を失った時または同条(2) の規定によりこの特約が解除された時以後、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、(2) のいずれかに該当する場合を除きます。

(2) (1) の規定にかかわらず、第9条（特約の失効または解除）(1) の規定によりこの特約が効力を失った時または同条(2) の規定によりこの特約が解除された時以後、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。

① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。

② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。

(3) 保険契約者が(1) の追加保険料の払込みを怠った場合^(注1)は、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更日以後に生じた事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(4) 保険契約者が(2)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、次に定める時から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。

① (2) ①に該当する場合は、保険期間の初日

② (2) ②に該当する場合は、危険増加が生じた時

(5) 当会社は、保険契約者が(2)または(3)①の追加保険料の払込みを怠った場合^(注1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(6) (5)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料^(注2)があるときは、その保険料を返還します。

(注1) 追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(3)①に該当する場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎりります。

(注2) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。

第12条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

第2条（保険料の払込み）②の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるとときは、第9条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込みについては、保険料分割払特約（長期契約）の規定を適用します。

第13条（保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合）

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い—失効の場合）の規定は、当会社が返還すべき保険料^(注)がある場合にかぎり、その保険料を返還します。

(注) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い—失効の場合）の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当会社はその額を請求することができます。

第14条（地震保険に付帯されている場合の取扱い）

この特約が地震約款に付帯されている場合は、この特約の規定を別表のとおり読み替えます。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

別 表

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	<用語の定義（五十音順）> 追加保険料	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）
2	<用語の定義（五十音順）> 保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。	初年度については、この保険契約の保険期間の初日から主契約の保険期間の初日応当日までの期間、次年度以降については、主契約の保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。

3	第4条（追加保険料の払込み）(2)、第5条（追加保険料領収前の事故）(1) ①、第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(2) および同条(3) ①	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
4	第4条（追加保険料の払込み）(2) ① および第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(2) ①	普通保険約款基本条項第4節第1条①	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
5	第4条（追加保険料の払込み）(2) ② および第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(2) ②	普通保険約款基本条項第4節第1条②	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
6	第4条（追加保険料の払込み）(3)	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）および同節第6条（保険料の取扱い－保険金額の調整の場合）(2)	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）および同特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(2)
7	第5条（追加保険料領収前の事故）(1) ② および第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(3) ②	普通保険約款基本条項第4節第1条③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)
8	第6条（追加保険料不払の場合の解除）(注2)、第10条（特約の失効または解除後の未払込保険料または未払込追加保険料の払込み）(注) および第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(注2)	普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い－解除の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(1)
9	第7条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）	普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)	地震約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)
10	第13条（保険料の取扱い－普通保険約款における解除等の場合）および第13条（保険料の取扱い－普通保険約款における解除等の場合）(注)	普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い－解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い－失効の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(1) および(3)

●団体扱・集団扱特約（長期一括払）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用 語	定 義
口座振替方式	保険契約者の指定する口座から、口座振替の方法により保険料を集金する方式をいいます。
地震約款	地震保険普通保険約款をいいます。
集金契約	当会社との間で締結した保険料集金に関する契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
団体	官公署、公社、会社等の団体 ^(注) をいいます。 (注) 団体 法人または個人の別を問いません。

追加保険料	第9条（保険料の取扱い―契約内容の変更の承認等の場合）の追加保険料をいいます。	
変更確認書	契約内容変更の承認の証として当会社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当会社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当会社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。	
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。	
未経過料率	当会社の定める長期保険未経過料率をいいます。	
未払込追加保険料	次の算式により算出された額をいいます。 この保険契約において払い込まれるべき追加保険料の総額	－ 既に払い込まれた追加保険料の総額
未払込保険料	次の算式により算出された額をいいます。 この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額	－ 既に払い込まれた保険料の総額

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、保険契約者が、この特約に従い、集金者を經由して保険料を払い込むことに同意しており、かつ、団体、集団^(注)または集金者がこの保険契約の締結を認めている場合に付帯することができます。ただし、次のいずれかに該当する場合にかぎりします。

- ① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること、または団体を退職した者であること。
- ② 保険契約者が次のいずれかに該当する者であること。
 - ア. 集団^(注)
 - イ. ア. を構成する集団^(注)
 - ウ. ア. またはイ. の構成員
 - エ. ア. からウ. までの役員または従業員

(注) 集団

当会社が別に定める基準に適合する集団をいいます。

第2条（保険料の払込み）

保険契約者は、保険料を保険契約締結の際、直接当会社に一括して払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て一括して払い込むこととします。

第3条（保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条の保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がこれらの保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む場合を除きます。

第4条（保険料の取扱い―失効の場合）

保険契約が失効の場合は、普通保険約款基本条項第4節第5条（保険料の取扱い―失効の場合）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。

第5条（保険料の取扱い―保険金額の調整の場合）

普通保険約款基本条項第2節第4条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合は、第4節第6条（保険料の取扱い―保険金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日以降の契約内容に基づき、変更前の保険料と変更後の保険料の差額に未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。

第6条（保険料の取扱い―解除の場合）

普通保険約款基本条項第2節第1条（告知義務）(2)、同節第2条（通知義務）(2)もしくは(6)、第3節第2条（重大事由による解除）(1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または同節第1条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、第4節第2条（保険料の取扱い―解除の場合）(1)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。

第7条（保険料率の改定による保険料の変更）

この保険契約に適用されている保険料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第8条（保険料の取扱い－保険金を支払った場合）

普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合は、この保険契約が終了した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、保険金を支払うべき損害が生じた日の属する保険年度を経過した以後の期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還します。

第9条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）

(1) 普通保険約款基本条項第2節第2条（通知義務）(1)の通知に基づいて契約内容を変更する場合において、保険料を変更する必要があるときは、第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）②の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間^(注)に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。

(2) 普通保険約款基本条項第2節第6条（契約内容の変更）(1)の規定による承認をする場合、補償条項第4条（保険の対象の範囲）(4)により告げられた事実と異なる場合または同条(9)により協定再調達価額を変更する場合において、保険料を変更する必要があるときは、基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）③の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。

(注) 危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第10条（追加保険料の払込み）

(1) 当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこととします。ただし、集金者と当会社との間に「追加保険料集金に係わる覚書」が締結されている場合は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て、追加保険料の全額を払い込むことができます。ただし、(2)のいずれかに該当する場合を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②および第9条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）(1)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。

① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。

② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。

第11条（追加保険料領収前の事故）

(1) 保険契約者が前条(1)の追加保険料の払込みを怠った場合^(注)は、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。ただし、保険契約者が前条(1)の追加保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む場合を除きます。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更日以後に生じた事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②および第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③および第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(2)の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(2) 保険契約者が前条(2)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、次に定める時から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。

- ① 前条(2)①に該当する場合は、保険期間の初日
 ② 前条(2)②に該当する場合は、危険増加が生じた時
 (注) 前条(1)の追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(1)①に該当する場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎりま

第12条（追加保険料不払の場合の解除）

(1) 当会社は、保険契約者が第10条（追加保険料の払込み）(2)または前条(1)①の追加保険料の払込みを怠った場合^(注1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) (1)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料^(注2)があるときは、その保険料を返還します。

(注1) 追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が前条(1)①に該当する場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎりま

(注2) 返還すべき保険料

第6条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。

第13条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）

普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）

(1)の規定により、この保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、保険金支払の原因となった損害または費用が発生した保険年度以前の未払込保険料^(注)の全額を、集金者を経ることなく、一時に払い込まなければなりません。

(注) 保険年度以前の未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべきその保険年度以前の保険料の総額から、既に払い込まれたその保険年度以前の保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第14条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料または追加保険料については、領収した保険料または追加保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第15条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合は、下表に定める集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、次条および第17条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）の規定を除きます。

区 分	集金不能日
① 集金契約が解除されたことにより集金者による保険料または追加保険料の集金が不能となった場合	集金が不能となった最初の集金日 ^(注1)
② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったことにより集金者による保険料または追加保険料の集金が不能となった場合。ただし、次の条件をいずれも満たす場合を除きます。 ア. 保険契約者が、退職後等にも引続きこの特約の規定に従い保険料または追加保険料を払い込むことを、集金が不能となった最初の集金日 ^(注1) の属する月の翌々月末日までに当会社に通知すること。 イ. その団体に対して、当会社があらかじめア. の取扱いを認めていること。 ウ. 退職後等に払い込むべき保険料または追加保険料の一部について、集金者が集金を行うことができない場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、当会社が請求したその全額を一時に当会社に払い込むこと。	
③ 保険契約者が第1条（この特約が付帯される条件）②のいずれかに該当する者でなくなったことにより集金者による保険料の集金が不能となった場合	
④ 口座振替方式以外の場合で、①から③まで以外の理由により集金者による保険料または追加保険料の集金が不能となったとき。	
⑤ 口座振替方式の場合で、保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料または追加保険料が集金日 ^(注1) の属する月の翌月末日までに集金されなかったとき。ただし、集金者が保険契約者に代わって保険料または追加保険料をその集金日 ^(注1) の属する月の翌々月末日までに当会社に支払った場合を除きます。	その集金日 ^(注1) の属する月の翌月末日
⑥ 当会社が、集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料または追加保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合	この保険契約について集金契約に基づく保険料または追加保険料の集金を行わなくなった事実が発生した日

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数^(注2)が10名未満である場合は、この特約を解除することができます。ただし、次条および第17条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）の規定を除きます。

(3) (1) ①もしくは⑥の事実が発生した場合または (2) の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(注1) 集金日

集金契約に定める集金日をいいます。

(注2) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数
同一の保険契約者が複数の団体扱・集団扱に関する特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。また、複数の集金契約が締結されている場合は、それぞれの集金契約の保険契約者の人数の合計とします。

第16条（特約の失効または解除後の未払込保険料または未払込追加保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料または未払込追加保険料の全額を、集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区 分		払込期日
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	ア. 口座振替方式以外の場合	集金不能日の属する月の翌々月末日
	イ. 口座振替方式の場合	集金不能日の属する月の翌月末日
② 前条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	ア. 口座振替方式以外の場合	この特約の解除日の属する月の翌々月末日
	イ. 口座振替方式の場合	この特約の解除日の属する月の翌月末日

(2) 当会社は、(1)に定める払込期日までに未払込保険料または未払込追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、集金不能日の翌日またはこの特約の解除日の翌日から未払込保険料または未払込追加保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1)に定める払込期日までに未払込保険料または未払込追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 集金不能日またはこの特約の解除日

② 保険期間の末日

(4) (3)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料^(注)があるときは、保険料を返還します。

(注) 返還すべき保険料

第6条(保険料の取扱い—解除の場合)の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。

第17条(特約の失効または解除後の追加保険料の払込み)

(1) 第15条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失った時または同条(2)の規定によりこの特約が解除された時以後、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、(2)のいずれかに該当する場合を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、第15条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失った時または同条(2)の規定によりこの特約が解除された時以後、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第4節第1条(保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合)①または②および第9条(保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合)(1)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。

① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。

② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。

(3) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合^(注1)は、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更日以後に生じた事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条(保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合)①または②および第9条(保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合)(1)の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③および第9条(保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合)(2)の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(4) 保険契約者が(2)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、次に定める時から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。

① (2) ①に該当する場合は、保険期間の初日

② (2) ②に該当する場合は、危険増加が生じた時

(5) 当会社は、保険契約者が(2)または(3)①の追加保険料の払込みを怠った場合^(注1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(6) (5)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料^(注2)があるときは、その保険料を返還します。

(注1) 追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(3)①に該当する場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎりります。

(注2) 返還すべき保険料

第6条(保険料の取扱い—解除の場合)の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。

第18条(地震保険に付帯されている場合の取扱い)

この特約が地震約款に付帯されている場合は、＜用語の定義＞に別表1を追加したうえで、この特約の規定を別表2および別表3のとおり読み替えます。ただし、別表3については、地震保険の保険期間が整数年以外である場合にかぎりります。

第19条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表1

用 語	定 義
主契約	普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
整数年保険期間	端日数契約において最初に到来する主契約の保険期間の初日応当日からこの保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。
短期保険期間	端日数契約においてこの保険契約の保険期間の初日から最初に到来する主契約の保険期間の初日応当日までの期間をいいます。
短期保険期間 月数	短期保険期間を月数で表したものをいい、1か月に満たない期間は1か月とします。
端日数契約	保険期間が整数年以外の保険契約をいいます。

別表2

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	＜用語の定義(五十音順)＞ 保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。	初年度については、この保険契約の保険期間の初日から主契約の保険期間の初日応当日までの期間、次年度以降については、主契約の保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。
2	第4条(保険料の取扱い—失効の場合)	普通保険約款基本条項第4節第5条(保険料の取扱い—失効の場合)	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条(保険料の返還—無効、失効または解除の場合)(1)
3	第5条(保険料の取扱い—保険金額の調整の場合)	普通保険約款基本条項第2節第4条(保険金額の調整)(2)	地震約款第17条(保険金額の調整)(2)
		第4節第6条(保険料の取扱い—保険金額の調整の場合)(2)	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条(保険料の返還—無効、失効または解除の場合)(2)

4	第6条（保険料の取扱い－解除の場合）	普通保険約款基本条項第2節第1条（告知義務）(2)、同節第2条（通知義務）(2) もしくは(6)、第3節第2条（重大事由による解除）(1)	地震約款第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2) もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)
		同節第1条（保険契約者による保険契約の解除）	地震約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）
		第4節第2条（保険料の取扱い－解除の場合）(1)	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(1) および (3)
5	第8条（保険料の取扱い－保険金を支払った場合） および 第13条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）	普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)	地震約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)
6	第9条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）(1)	普通保険約款基本条項第2節第2条（通知義務）(1)	地震約款第11条（通知義務）(1)
		第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）②	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
7	第9条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）(2)	普通保険約款基本条項第2節第6条（契約内容の変更）(1) の規定による承認をする場合、補償条項第4条（保険の対象の範囲）(4) により告げられた事実と異なる場合または同条(9) により協定再調達価額を変更する場合	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)
		基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)
8	第10条（追加保険料の払込み）(2)、第11条（追加保険料領収前の事故）(1) ①、第17条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(2) および同条(3) ①	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
9	第10条（追加保険料の払込み）(2) ① および 第17条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(2) ①	普通保険約款基本条項第4節第1条①	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
10	第10条（追加保険料の払込み）(2) ② および 第17条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(2) ②	普通保険約款基本条項第4節第1条②	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
11	第11条（追加保険料領収前の事故）(1) ② および 第17条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(3) ②	普通保険約款基本条項第4節第1条③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)

別表 3

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	第4条（保険料の取扱い－失効の場合）	この保険契約が失効した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。	この保険契約が失効した日の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。 ① この保険契約が失効した日が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額 ア、 $\boxed{\text{短期保険期間に相当する保険料}} \times \boxed{\frac{\text{短期保険期間の未経過月数(注)}}{\text{短期保険期間月数}}}$ イ、整数年保険期間に相当する保険料 ② この保険契約が失効した日が整数年保険期間内にある場合 ア、整数年保険期間が1年の場合 $\boxed{\text{整数年保険期間に相当する保険料}} \times \boxed{\frac{\text{整数年保険期間の未経過月数(注)}}{12}}$ イ、整数年保険期間が2年以上の場合 $\boxed{\text{整数年保険期間に相当する保険料}} \times \boxed{\text{未経過期間に対応する未経過料率}}$ (注) 未経過月数 1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。
2	第5条（保険料の取扱い－保険金額の調整の場合）	この保険契約の保険金額が減額された日以降の契約内容に基づき、変更前の保険料と変更後の保険料の差額に未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。	この保険契約の保険金額が減額された日以降の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。 ① この保険契約の保険金額が減額された日が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額 ア、 $\boxed{\text{短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}} \times \boxed{\frac{\text{短期保険期間の未経過月数(注)}}{\text{短期保険期間月数}}}$ イ、整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額 ② この保険契約の保険金額が減額された日が整数年保険期間内にある場合 ア、整数年保険期間が1年の場合 $\boxed{\text{整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}} \times \boxed{\frac{\text{整数年保険期間の未経過月数(注)}}{12}}$ イ、整数年保険期間が2年以上の場合 $\boxed{\text{整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}} \times \boxed{\text{未経過期間に対応する未経過料率}}$ (注) 未経過月数 1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。
3	第6条（保険料の取扱い－解除の場合）	この保険契約が解除された日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。	この保険契約が解除された日の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。 ① この保険契約が解除された日が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額 ア、 $\boxed{\text{短期保険期間に相当する保険料}} \times \boxed{\frac{\text{短期保険期間の未経過月数(注)}}{\text{短期保険期間月数}}}$ イ、整数年保険期間に相当する保険料 ② この保険契約が解除された日が整数年保険期間内にある場合 ア、整数年保険期間が1年の場合 $\boxed{\text{整数年保険期間に相当する保険料}} \times \boxed{\frac{\text{整数年保険期間の未経過月数(注)}}{12}}$ イ、整数年保険期間が2年以上の場合 $\boxed{\text{整数年保険期間に相当する保険料}} \times \boxed{\text{未経過期間に対応する未経過料率}}$ (注) 未経過月数 1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。

4	第8条（保険料の取扱い—保険金を支払った場合）	この保険契約が終了した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、保険金を支払うべき損害が生じた日の属する保険年度を経過した以後の期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還します。	この保険契約が終了した日の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料を返還します。 ① 保険金を支払うべき損害が生じた日が短期保険期間内にある場合 整数年保険期間に相当する保険料 ② 保険金を支払うべき損害が生じた日が整数年保険期間内にある場合 整数年保険期間に相当する保険料 × 保険金を支払うべき損害が生じた日の属する保険年度を経過した以後の期間に対応する未経過料率						
5	第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)	変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間(注)に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。	次の算式により算出した保険料を返還または請求します。 ① 危険増加または危険の減少が生じた時が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額 ア、 短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額 × 短期保険期間の未経過月数(注1) 短期保険期間月数 イ、整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額 ② 危険増加または危険の減少が生じた時が整数年保険期間内にある場合 ア、整数年保険期間が1年の場合 整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額 × 整数年保険期間の未経過月数(注1) 12 イ、ア、以外の場合 整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額 × 危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間(注2)に対応する未経過料率						
6	第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(2)	変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。	次の算式により算出した保険料を返還または請求します。 ① 変更日が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額 ア、 短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額 × 短期保険期間の未経過月数(注1) 短期保険期間月数 イ、整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額 ② 変更日が整数年保険期間内にある場合 ア、整数年保険期間が1年の場合 整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額 × 整数年保険期間の未経過月数(注1) 12 イ、ア、以外の場合 整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額 × 未経過期間に対応する未経過料率						
7	第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(注)	(注) 危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。	(注1) 未経過月数 変更前の保険料と変更後の保険料に応じて、それぞれ下表のとおり取り扱います。 <table><tr><th>区 分</th><th>未経過月数の取扱い</th></tr><tr><td>① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合</td><td>1か月に満たない期間は切り捨てるとします。</td></tr><tr><td>② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合</td><td>1か月に満たない期間は1か月とします。</td></tr></table> (注2) 危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。	区 分	未経過月数の取扱い	① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合	1か月に満たない期間は切り捨てるとします。	② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合	1か月に満たない期間は1か月とします。
区 分	未経過月数の取扱い								
① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合	1か月に満たない期間は切り捨てるとします。								
② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合	1か月に満たない期間は1か月とします。								

● 集団扱特約（債務者集団扱・長期一括払以外）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用 語	定 義									
口座振替等方式	以下のいずれかをいいます。 ア. 保険契約者の指定する口座から、口座振替の方法により保険料を集金する方式 イ. 集金者を経ず、当社が指定したコンビニエンスストアその他の収納代行機関において、当社が定めた様式により直接当社に保険料を払い込む方式									
地震約款	地震保険普通保険約款をいいます。									
集金契約	当社との間で締結した保険料集金に関する契約をいいます。									
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。									
追加保険料	普通保険約款基本条項第 4 節第 1 条（保険料の取扱い―告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）の追加保険料をいい、保険期間が 1 年を超える場合は、変更確認書記載の変更日の属する保険年度の追加保険料をいいます。									
変更確認書	契約内容変更の承認の証として当社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。									
保険年度	初年度については、保険期間の初日から 1 年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ 1 年間をいいます。									
未払込追加保険料	次の算式により算出された額をいいます。 <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">未払込追加保険料</th></tr><tr><td>① 保険期間が 1 年以下の場合</td><td>この保険契約において払い込まれるべき追加保険料の総額</td><td>－ 既に払い込まれた追加保険料の総額</td></tr><tr><td>② 保険期間が 1 年を超える場合</td><td>この保険契約において払い込まれるべき集金不能日もしくは保険期間の末日のいずれか早い日またはこの特約の解除日の属する保険年度以前の追加保険料の総額</td><td>－ 既に払い込まれたその保険年度以前の追加保険料の総額</td></tr></table>	区 分	未払込追加保険料		① 保険期間が 1 年以下の場合	この保険契約において払い込まれるべき追加保険料の総額	－ 既に払い込まれた追加保険料の総額	② 保険期間が 1 年を超える場合	この保険契約において払い込まれるべき集金不能日もしくは保険期間の末日のいずれか早い日またはこの特約の解除日の属する保険年度以前の追加保険料の総額	－ 既に払い込まれたその保険年度以前の追加保険料の総額
区 分	未払込追加保険料									
① 保険期間が 1 年以下の場合	この保険契約において払い込まれるべき追加保険料の総額	－ 既に払い込まれた追加保険料の総額								
② 保険期間が 1 年を超える場合	この保険契約において払い込まれるべき集金不能日もしくは保険期間の末日のいずれか早い日またはこの特約の解除日の属する保険年度以前の追加保険料の総額	－ 既に払い込まれたその保険年度以前の追加保険料の総額								
未払込保険料	次の算式により算出された額をいいます。 <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">未払込保険料</th></tr><tr><td>① 保険期間が 1 年以下の場合</td><td>この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額</td><td>－ 既に払い込まれた保険料の総額</td></tr><tr><td>② 保険期間が 1 年を超える場合</td><td>この保険契約において払い込まれるべき集金不能日もしくは保険期間の末日のいずれか早い日またはこの特約の解除日の属する保険年度以前の保険料の総額</td><td>－ 既に払い込まれたその保険年度以前の保険料の総額</td></tr></table>	区 分	未払込保険料		① 保険期間が 1 年以下の場合	この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額	－ 既に払い込まれた保険料の総額	② 保険期間が 1 年を超える場合	この保険契約において払い込まれるべき集金不能日もしくは保険期間の末日のいずれか早い日またはこの特約の解除日の属する保険年度以前の保険料の総額	－ 既に払い込まれたその保険年度以前の保険料の総額
区 分	未払込保険料									
① 保険期間が 1 年以下の場合	この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額	－ 既に払い込まれた保険料の総額								
② 保険期間が 1 年を超える場合	この保険契約において払い込まれるべき集金不能日もしくは保険期間の末日のいずれか早い日またはこの特約の解除日の属する保険年度以前の保険料の総額	－ 既に払い込まれたその保険年度以前の保険料の総額								

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、次のいずれかに該当する保険契約者が、この特約に従い、集金者を經由して保険料を払い込むことに同意しており、かつ、集金者がこの保険契約の締結を認めている場合に付帯することができます。

ア. 信用供与機関に対し賦払償還債務を負う債務者^(注)の集団の構成員

イ. 信用保証機関の保証により第三者である信用供与機関に対し賦払償還債務を負う債務者^(注)の集団の構成員

（注）信用供与機関に対し賦払償還債務を負う債務者

信用供与機関が信託銀行または独立行政法人住宅金融支援機構等に賦払償還債権を信託または譲渡した場合は、その信託銀行または独立行政法人住宅金融支援機構等に賦払償還債務を負う債務者を含みます。ただし、信用供与機関がその賦払償還債権の管理回収業務を行う場合にかぎりあります。

第2条（保険料の払込み）

保険契約者は、下表に定めるところにより保険料を払い込むこととします。

区 分	保険料の払込み
① 保険料を一括して払い込む場合	当会社の定めるところにより、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこととします。
② 保険料を保険証券記載の払込方法に従い分割して払い込む場合	ア. 第1回保険料は、当会社の定めるところにより、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこととします。 イ. 第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこととします。

第3条（保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条①の保険料または同条②ア. の第1回保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がこれらの保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む場合を除きます。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこととします。ただし、集金者と当会社との間に「追加保険料集金に係わる覚書」が締結されている場合は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て、追加保険料の全額を払い込むことができます。ただし、(2) のいずれかに該当する場合を除きます。
- (2) (1) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。
- ② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。
- (3) 当会社は、第2条（保険料の払込み）②の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるときは、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）および同節第6条（保険料の取扱い—保険金額の調整の場合）(2) の規定にかかわらず、変更確認書記載の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、各保険年度の保険料を変更後の保険契約の条件による保険料にそれぞれ変更します。

第5条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 保険契約者が前条(1) の追加保険料の払込みを怠った場合^(注)は、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。ただし、保険契約者が前条(1) の追加保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む場合を除きます。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更日以後に生じた事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い―告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(2) 保険契約者が前条(2)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、次に定める時から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。

① 前条(2)①に該当する場合は、保険期間の初日

② 前条(2)②に該当する場合は、危険増加が生じた時

(注) 前条(1)の追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(1)①に該当する場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎり、

第6条（追加保険料不払の場合の解除）

(1) 当会社は、保険契約者が第4条（追加保険料の払込み）(2)または前条(1)①の追加保険料の払込みを怠った場合^(注1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) (1)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料^(注2)があるときは、その保険料を返還します。

(注1) 追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が前条(1)①に該当する場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎり、

(注2) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い―解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。

第7条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）

普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）

(1)の規定により、この保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、未払込保険料^(注)の全額を、集金者を経ることなく、一時に払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料

保険期間が1年を超える場合は、この特約の＜用語の定義＞の規定にかかわらず、保険金支払の原因となった損害または費用が発生した保険年度以前のこの保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれたその保険年度以前の保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第8条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料または追加保険料については、領収した保険料または追加保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第9条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合は、下表に定める集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、次条から第12条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）までの規定を除きます。

区 分	集金不能日
① 集金契約が解除されたことにより集金者による保険料または追加保険料の集金が不能となった場合	集金が不能となった最初の集金日 ^(注1)

② 保険契約者が第1条（この特約が付帯される条件）のいずれかに該当する者でなくなったことにより集金者による保険料の集金が不能となった場合	
③ 口座振替等方式以外の場合で、①および②以外の理由により集金者による保険料または追加保険料の集金が不能となったとき。	
④ 口座振替等方式の場合で、保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料または追加保険料が集金日 ^(注1) の属する月の翌月末日までに集金されなかったとき。ただし、集金者が保険契約者に代わって保険料または追加保険料をその集金日 ^(注1) の属する月の翌々月末日までに当会社に支払った場合を除きます。	その集金日 ^(注1) の属する月の翌月末日
⑤ 当会社が、集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料または追加保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合	この保険契約について集金契約に基づく保険料または追加保険料の集金を行わなくなった事実が発生した日

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数^(注2)が10名未満である場合は、この特約を解除することができます。ただし、次条から第12条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）までの規定を除きます。

(3) (1) ①もしくは⑤の事実が発生した場合または (2) の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(注1) 集金日

集金契約に定める集金日をいいます。

(注2) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数 同一の保険契約者が複数の集団扱に関する特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。また、複数の集金契約が締結されている場合は、それぞれの集金契約の保険契約者の人数の合計とします。

第10条（特約の失効または解除後の未払込保険料または未払込追加保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料または未払込追加保険料の全額を、集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区 分		払込期日
① 前条 (1) の規定によりこの特約が効力を失った場合	ア. 口座振替等方式以外の場合	集金不能日の属する月の翌々月末日
	イ. 口座振替等方式の場合	集金不能日の属する月の翌月末日
② 前条 (2) の規定によりこの特約が解除された場合	ア. 口座振替等方式以外の場合	この特約の解除日の属する月の翌々月末日
	イ. 口座振替等方式の場合	この特約の解除日の属する月の翌月末日

(2) 当会社は、(1) に定める払込期日までに未払込保険料または未払込追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、集金不能日の翌日またはこの特約の解除日の翌日から未払込保険料または未払込追加保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1) に定める払込期日までに未払込保険料または未払込追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 集金不能日またはこの特約の解除日

② 保険期間の末日

(4) (3) の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料^(注)があるときは、その保険料を返還します。

(注) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額

をいいます。

第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）

- (1) 第9条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った時または同条(2)の規定によりこの特約が解除された時以後、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、(2)のいずれかに該当する場合を除きます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、第9条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った時または同条(2)の規定によりこの特約が解除された時以後、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。
- ② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。
- (3) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合^(注1)は、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更日以後に生じた事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

- (4) 保険契約者が(2)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、次に定める時から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
- ① (2)①に該当する場合は、保険期間の初日
- ② (2)②に該当する場合は、危険増加が生じた時
- (5) 当会社は、保険契約者が(2)または(3)①の追加保険料の払込みを怠った場合^(注1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (6) (5)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合は、当会社が返還すべき保険料^(注2)があるときは、その保険料を返還します。
- (注1) 追加保険料の払込みを怠った場合
- 保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(3)①に該当する場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎりず。
- (注2) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。

第12条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

第2条（保険料の払込み）②の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるときは、第9条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込みについて

は、保険料分割払特約（長期契約）の規定を適用します。

第13条（保険料の取扱い―普通保険約款における解除等の場合）

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い―解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い―失効の場合）の規定は、当会社が返還すべき保険料^(注)がある場合にかぎり、その保険料を返還します。

（注）返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い―解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い―失効の場合）の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当会社はその額を請求することができます。

第14条（地震保険に付帯されている場合の取扱い）

この特約が地震約款に付帯されている場合は、この特約の規定を別表のとおり読み替えます。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

別 表

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	<用語の定義（五十音順）> 追加保険料	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い―告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）	地震約款第21条（保険料の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合）(1) または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合）
2	<用語の定義（五十音順）> 保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。	初年度については、この保険契約の保険期間の初日から主契約の保険期間の初日応当日までの期間、次年度以降については、主契約の保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。
3	第4条（追加保険料の払込み）(2)、第5条（追加保険料領収前の事故）(1) ①、第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(2) および同条 (3) ①	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い―告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②	地震約款第21条（保険料の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合）(1) または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合）(1)
4	第4条（追加保険料の払込み）(2) ① および第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(2) ①	普通保険約款基本条項第4節第1条①	地震約款第21条（保険料の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合）(1)
5	第4条（追加保険料の払込み）(2) ② および第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(2) ②	普通保険約款基本条項第4節第1条②	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合）(1)
6	第4条（追加保険料の払込み）(3)	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い―告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）および同節第6条（保険料の取扱い―保険金額の調整の場合）(2)	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合）および同特則第4条（保険料の返還―無効、失効または解除の場合）(2)

7	第5条（追加保険料領収前の事故）(1) ② および 第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(3) ②	普通保険約款基本条項第4節第1条③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(2)
8	第6条（追加保険料不払の場合の解除）(注2)、第10条（特約の失効または解除後の未払込保険料または未払込追加保険料の払込み）(注) および 第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(注2)	普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い－解除の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(1)
9	第7条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）	普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)	地震約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)
10	第13条（保険料の取扱い－普通保険約款における解除等の場合） および 第13条（保険料の取扱い－普通保険約款における解除等の場合）(注)	普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い－解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い－失効の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(1) および (3)

●集団扱特約（債務者集団扱・長期一括払）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用 語	定 義
口座振替等方式	以下のいずれかをいいます。 ア. 保険契約者の指定する口座から、口座振替の方法により保険料を集金する方式 イ. 集金者を経ず、当社が指定したコンビニエンスストアその他の収納代行機関において、当社が定めた様式により直接当社に保険料を払い込む方式
地震約款	地震保険普通保険約款をいいます。
集金契約	当社との間で締結した保険料集金に関する契約をいいます。
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
追加保険料	第9条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）の追加保険料をいいます。
変更確認書	契約内容変更の承認の証として当社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。
未経過料率	当社の定める長期保険未経過料率をいいます。
未払込追加保険料	次の算式により算出された額をいいます。 この保険契約において払い込まれるべき追加保険料の総額 － 既に払い込まれた追加保険料の総額
未払込保険料	次の算式により算出された額をいいます。 この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額 － 既に払い込まれた保険料の総額

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、次のいずれかに該当する保険契約者が、この特約に従い、集金者を経由して保険料を払い込むことに同意しており、かつ、集金者がこの保険契約の締結を認めている場合に付帯すること

ができます。

ア. 信用供与機関に対し賦払償還債務を負う債務者^(注)の集団の構成員

イ. 信用保証機関の保証により第三者である信用供与機関に対し賦払償還債務を負う債務者^(注)の集団の構成員

(注) 信用供与機関に対し賦払償還債務を負う債務者

信用供与機関が信託銀行または独立行政法人住宅金融支援機構等に賦払償還債権を信託または譲渡した場合は、その信託銀行または独立行政法人住宅金融支援機構等に賦払償還債務を負う債務者を含みます。ただし、信用供与機関がその賦払償還債権の管理回収業務を行う場合にかぎります。

第2条（保険料の払込み）

保険契約者は、保険料を当会社の定めるところにより、直接当会社に一括して払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て一括して払い込むこととします。

第3条（保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条の保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がこれらの保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む場合を除きます。

第4条（保険料の取扱い－失効の場合）

保険契約が失効の場合は、普通保険約款基本条項第4節第5条（保険料の取扱い－失効の場合）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。

第5条（保険料の取扱い－保険金額の調整の場合）

普通保険約款基本条項第2節第4条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合は、第4節第6条（保険料の取扱い－保険金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日以降の契約内容に基づき、変更前の保険料と変更後の保険料の差額に未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。

第6条（保険料の取扱い－解除の場合）

普通保険約款基本条項第2節第1条（告知義務）(2)、同節第2条（通知義務）(2)もしくは(6)、第3節第2条（重大事由による解除）(1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または同節第1条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、第4節第2条（保険料の取扱い－解除の場合）(1)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。

第7条（保険料率の改定による保険料の変更）

この保険契約に適用されている保険料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第8条（保険料の取扱い－保険金を支払った場合）

普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合は、この保険契約が終了した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、保険金を支払うべき損害が生じた日の属する保険年度を経過した以後の期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還します。

第9条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）

- (1) 普通保険約款基本条項第2節第2条（通知義務）(1)の通知に基づいて契約内容を変更する場合において、保険料を変更する必要があるときは、第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）②の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間^(注)に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 普通保険約款基本条項第2節第6条（契約内容の変更）(1)の規定による承認をする場合、補償条項第4条（保険の対象の範囲）(4)により告げられた事実と異なる場合または同条(9)により協定再調達価額を変更する場合において、保険料を変更する必要があるときは、基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）③の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に

に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。

(注) 危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第10条 (追加保険料の払込み)

(1) 当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこととします。ただし、集金者と当会社との間に「保険料集金に関する契約書等」が締結されている場合は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て、追加保険料の全額を払い込むことができます。ただし、(2) のいずれかに該当する場合を除きます。

(2) (1) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②および第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1) に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。

① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。

② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。

第11条 (追加保険料領収前の事故)

(1) 保険契約者が前条(1)の追加保険料の払込みを怠った場合^(注)は、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。ただし、保険契約者が前条(1)の追加保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む場合を除きます。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更日以後に生じた事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②および第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③および第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(2)の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(2) 保険契約者が前条(2)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、次に定める時から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。

① 前条(2)①に該当する場合は、保険期間の初日

② 前条(2)②に該当する場合は、危険増加が生じた時

(注) 前条(1)の追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(1)①に該当する場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎりえます。

第12条 (追加保険料不払の場合の解除)

(1) 当会社は、保険契約者が第10条(追加保険料の払込み)(2)または前条(1)①の追加保険料の払込みを怠った場合^(注1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) (1)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会

社が返還すべき保険料^(注2)があるときは、その保険料を返還します。

(注1) 追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が前条(1)①に該当する場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。

(注2) 返還すべき保険料

第6条(保険料の取扱い—解除の場合)の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。

第13条(保険金支払時の未払込保険料の払込み)

普通保険約款基本条項第7節第4条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により、この保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、保険金支払の原因となった損害または費用が発生した保険年度以前の未払込保険料^(注)の全額を、集金者を経ることなく、一時に払い込まなければなりません。

(注) 保険年度以前の未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべきその保険年度以前の保険料の総額から、既に払い込まれたその保険年度以前の保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第14条(保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料または追加保険料については、領収した保険料または追加保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第15条(特約の失効または解除)

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合は、下表に定める集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、次条および第17条(特約の失効または解除後の追加保険料の払込み)の規定を除きます。

区 分	集金不能日
① 集金契約が解除されたことにより集金者による保険料または追加保険料の集金が不能となった場合	集金が不能となった最初の集金日 ^(注1)
② 保険契約者が第1条(この特約が付帯される条件)のいずれかに該当する者でなくなったことにより集金者による保険料の集金が不能となった場合	
③ 口座振替等方式以外の場合で、①および②以外の理由により集金者による保険料または追加保険料の集金が不能となったとき。	
④ 口座振替等方式の場合で、保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料または追加保険料が集金日 ^(注1) の属する月の翌月末日までに集金されなかったとき。ただし、集金者が保険契約者に代わって保険料または追加保険料をその集金日 ^(注1) の属する月の翌々月末日までに当会社に支払った場合を除きます。	その集金日 ^(注1) の属する月の翌月末日
⑤ 当会社が、集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料または追加保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合	この保険契約について集金契約に基づく保険料または追加保険料の集金を行わなくなった事実が発生した日

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数^(注2)が10名未満である場合は、この特約を解除することができます。ただし、次条および第17条(特約の失効または解除後の追加保険料の払込み)の規定を除きます。

(3) (1)①もしくは⑤の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(注1) 集金日

集金契約に定める集金日をいいます。

(注2) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数
同一の保険契約者が複数の集団扱に関する特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。また、複数の集金契約が締結されている場合は、それぞれの集金契約の保険契約者の人数の合計とします。

第16条（特約の失効または解除後の未払込保険料または未払込追加保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料または未払込追加保険料の全額を、集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区 分	払込期日
① 前条（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合	ア. 口座振替等方式以外の場合 集金不能日の属する月の翌々月末日
	イ. 口座振替等方式の場合 集金不能日の属する月の翌月末日
② 前条（2）の規定によりこの特約が解除された場合	ア. 口座振替等方式以外の場合 この特約の解除日の属する月の翌々月末日
	イ. 口座振替等方式の場合 この特約の解除日の属する月の翌月末日

- (2) 当会社は、(1) に定める払込期日までに未払込保険料または未払込追加保険料の全額が払い込まなかった場合は、集金不能日の翌日またはこの特約の解除日の翌日から未払込保険料または未払込追加保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1) に定める払込期日までに未払込保険料または未払込追加保険料の全額が払い込まなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ① 集金不能日またはこの特約の解除日
 - ② 保険期間の末日
- (4) (3) の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料^(注)があるときは、保険料を返還します。
- (注) 返還すべき保険料

第6条（保険料の取扱い－解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。

第17条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）

- (1) 第15条（特約の失効または解除）(1) の規定によりこの特約が効力を失った時または同条（2）の規定によりこの特約が解除された時以後、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、(2) のいずれかに該当する場合は除きます。
- (2) (1) の規定にかかわらず、第15条（特約の失効または解除）(1) の規定によりこの特約が効力を失った時または同条（2）の規定によりこの特約が解除された時以後、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②および第9条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）(1) に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。
 - ② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。
- (3) 保険契約者が(1) の追加保険料の払込みを怠った場合^(注1)は、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更日以後に生じた事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②および第9条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）(1)の規定により当社が請求した追加保険料	当社は、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③および第9条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）(2)の規定により当社が請求した追加保険料	当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(4) 保険契約者が(2)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、次に定める時から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。

① (2) ①に該当する場合は、保険期間の初日

② (2) ②に該当する場合は、危険増加が生じた時

(5) 当社は、保険契約者が(2)または(3)①の追加保険料の払込みを怠った場合^(注1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(6) (5)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料^(注2)があるときは、その保険料を返還します。

(注1) 追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(3)①に該当する場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎり返す。

(注2) 返還すべき保険料

第6条（保険料の取扱い－解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。

第18条（地震保険に付帯されている場合の取扱い）

この特約が地震約款に付帯されている場合は、＜用語の定義＞に別表1を追加したうえで、この特約の規定を別表2および別表3のとおり読み替えます。ただし、別表3については、地震保険の保険期間が整数年以外である場合にかぎり返す。

第19条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表 1

用 語	定 義
主契約	普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
整数年保険期間	端日数契約において最初に到来する主契約の保険期間の初日応当日からこの保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。
短期保険期間	端日数契約においてこの保険契約の保険期間の初日から最初に到来する主契約の保険期間の初日応当日までの期間をいいます。
短期保険期間 月数	短期保険期間を月数で表したものをいい、1か月に満たない期間は1か月とします。
端日数契約	保険期間が整数年以外の保険契約をいいます。

別表 2

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	<用語の定義（五十音順）> 保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。	初年度については、この保険契約の保険期間の初日から主契約の保険期間の初日応当日までの期間、次年度以降については、主契約の保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。
2	第4条（保険料の取扱い－失効の場合）	普通保険約款基本条項第4節第5条（保険料の取扱い－失効の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(1)
3	第5条（保険料の取扱い－保険金額の調整の場合）	普通保険約款基本条項第2節第4条（保険金額の調整）(2)	地震約款第17条（保険金額の調整）(2)
		第4節第6条（保険料の取扱い－保険金額の調整の場合）(2)	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(2)
4	第6条（保険料の取扱い－解除の場合）	普通保険約款基本条項第2節第1条（告知義務）(2)、同節第2条（通知義務）(2)もしくは(6)、第3節第2条（重大事由による解除）(1)	地震約款第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)
		同節第1条（保険契約者による保険契約の解除）	地震約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）
		第4節第2条（保険料の取扱い－解除の場合）(1)	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(1)および(3)
5	第8条（保険料の取扱い－保険金を支払った場合）および 第13条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）	普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)	地震約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)
6	第9条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）(1)	普通保険約款基本条項第2節第2条（通知義務）(1)	地震約款第11条（通知義務）(1)
		第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）②	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
7	第9条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）(2)	普通保険約款基本条項第2節第6条（契約内容の変更）(1)の規定による承認をする場合、補償条項第4条（保険の対象の範囲）(4)により告げられた事実と異なる場合または同条(9)により協定再調達価額を変更する場合	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)
		基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)

8	第10条（追加保険料の 払込み）(2)、第11条 （追加保険料領収前の 事故）(1) ①、第17条 （特約の失効または解 除後の追加保険料の払 込み）(2) および 同条 (3) ①	普通保険約款基本条項 第4節第1条（保険料 の取扱い—告知義務・ 通知義務に伴う変更お よび契約内容の変更の 承認等の場合）①また は②	地震約款第21条（保険 料の返還または請求— 告知義務・通知義務等 の場合）(1) または個 人用火災総合保険に付 帯される場合の特則第 3条（保険料の返還ま たは請求—告知義務・ 通知義務等の場合）(1)
9	第10条（追加保険料の 払込み）(2) ① および 第17条（特約の失効ま たは解除後の追加保険 料の払込み）(2) ①	普通保険約款基本条項 第4節第1条①	地震約款第21条（保険 料の返還または請求— 告知義務・通知義務等 の場合）(1)
10	第10条（追加保険料の 払込み）(2) ② および 第17条（特約の失効ま たは解除後の追加保険 料の払込み）(2) ②	普通保険約款基本条項 第4節第1条②	地震約款個人用火災総 合保険に付帯される場 合の特則第3条（保険 料の返還または請求— 告知義務・通知義務等 の場合）(1)
11	第11条（追加保険料領 収前の事故）(1) ② および 第17条（特約の失効ま たは解除後の追加保険 料の払込み）(3) ②	普通保険約款基本条項 第4節第1条③	地震約款個人用火災総 合保険に付帯される場 合の特則第3条（保険 料の返還または請求— 告知義務・通知義務等 の場合）(2)

別表 3

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	第4条（保険 料の取扱い— 失効の場合）	この保険契約が 失効した日の契 約内容に基づき 計算した保険料 に対し、未経過 期間に対応する 未経過料率を乗 じて計算した保 険料から未払込 保険料を差し引 いた額を返還し ます。	この保険契約が失効した日の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。 ① この保険契約が失効した日が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額 ア、 $\boxed{\text{短期保険期間に相当する保険料}} \times \frac{\boxed{\text{短期保険期間の未経過月数(注)}}}{\boxed{\text{短期保険期間月数}}}$ イ、整数年保険期間に相当する保険料 ② この保険契約が失効した日が整数年保険期間内にある場合 ア、整数年保険期間が1年の場合 $\boxed{\text{整数年保険期間に相当する保険料}} \times \frac{\boxed{\text{整数年保険期間の未経過月数(注)}}}{\boxed{12}}$ イ、整数年保険期間が2年以上の場合 $\boxed{\text{整数年保険期間に相当する保険料}} \times \boxed{\text{未経過期間に対応する未経過料率}}$ (注) 未経過月数 1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。

2	第5条（保険料の取扱い－保険金額の調整の場合）	この保険契約の保険金額が減額された日以降の契約内容に基づき、変更前の保険料と変更後の保険料の差額に未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。	この保険契約の保険金額が減額された日以降の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。 ① この保険契約の保険金額が減額された日が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額 ア、 $\boxed{\text{短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}} \times \boxed{\frac{\text{短期保険期間の未経過月数(注)}}{\text{短期保険期間月数}}}$ イ、整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額 ② この保険契約の保険金額が減額された日が整数年保険期間内にある場合 ア、整数年保険期間が1年の場合 $\boxed{\text{整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}} \times \boxed{\frac{\text{整数年保険期間の未経過月数(注)}}{12}}$ イ、整数年保険期間が2年以上の場合 $\boxed{\text{整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}} \times \boxed{\text{未経過期間に対応する未経過料率}}$ (注) 未経過月数 1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。
3	第6条（保険料の取扱い－解除の場合）	この保険契約が解除された日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。	この保険契約が解除された日の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。 ① この保険契約が解除された日が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額 ア、 $\boxed{\text{短期保険期間に相当する保険料}} \times \boxed{\frac{\text{短期保険期間の未経過月数(注)}}{\text{短期保険期間月数}}}$ イ、整数年保険期間に相当する保険料 ② この保険契約が解除された日が整数年保険期間内にある場合 ア、整数年保険期間が1年の場合 $\boxed{\text{整数年保険期間に相当する保険料}} \times \boxed{\frac{\text{整数年保険期間の未経過月数(注)}}{12}}$ イ、整数年保険期間が2年以上の場合 $\boxed{\text{整数年保険期間に相当する保険料}} \times \boxed{\text{未経過期間に対応する未経過料率}}$ (注) 未経過月数 1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。
4	第8条（保険料の取扱い－保険金を支払った場合）	この保険契約が終了した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、保険金を支払うべき損害が生じた日の属する保険年度を経過した以後の期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還します。	この保険契約が終了した日の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料を返還します。 ① 保険金を支払うべき損害が生じた日が短期保険期間内にある場合 整数年保険期間に相当する保険料 ② 保険金を支払うべき損害が生じた日が整数年保険期間内にある場合 $\boxed{\text{整数年保険期間に相当する保険料}} \times \boxed{\text{保険金を支払うべき損害が生じた日の属する保険年度を経過した以後の期間に対応する未経過料率}}$

5	第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)	変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間(注)に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。	次の算式により算出した保険料を返還または請求します。 ① 危険増加または危険の減少が生じた時が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額 ア、 <table><tr><td>短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</td><td>×</td><td><table><tr><td>短期保険期間の未経過月数(注1)</td><td>短期保険期間月数</td></tr></table></td></tr></table> イ、整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額 ② 危険増加または危険の減少が生じた時が整数年保険期間内にある場合 ア、整数年保険期間が1年の場合 <table><tr><td>整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</td><td>×</td><td><table><tr><td>整数年保険期間の未経過月数(注1)</td><td>12</td></tr></table></td></tr></table> イ、ア、以外の場合 <table><tr><td>整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</td><td>×</td><td>危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間(注2)に対応する未経過料率</td></tr></table>	短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額	×	<table><tr><td>短期保険期間の未経過月数(注1)</td><td>短期保険期間月数</td></tr></table>	短期保険期間の未経過月数(注1)	短期保険期間月数	整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額	×	<table><tr><td>整数年保険期間の未経過月数(注1)</td><td>12</td></tr></table>	整数年保険期間の未経過月数(注1)	12	整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額	×	危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間(注2)に対応する未経過料率
短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額	×	<table><tr><td>短期保険期間の未経過月数(注1)</td><td>短期保険期間月数</td></tr></table>	短期保険期間の未経過月数(注1)	短期保険期間月数												
短期保険期間の未経過月数(注1)	短期保険期間月数															
整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額	×	<table><tr><td>整数年保険期間の未経過月数(注1)</td><td>12</td></tr></table>	整数年保険期間の未経過月数(注1)	12												
整数年保険期間の未経過月数(注1)	12															
整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額	×	危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間(注2)に対応する未経過料率														
6	第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(2)	変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。	次の算式により算出した保険料を返還または請求します。 ① 変更日が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額 ア、 <table><tr><td>短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</td><td>×</td><td><table><tr><td>短期保険期間の未経過月数(注1)</td><td>短期保険期間月数</td></tr></table></td></tr></table> イ、整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額 ② 変更日が整数年保険期間内にある場合 ア、整数年保険期間が1年の場合 <table><tr><td>整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</td><td>×</td><td><table><tr><td>整数年保険期間の未経過月数(注1)</td><td>12</td></tr></table></td></tr></table> イ、ア、以外の場合 <table><tr><td>整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</td><td>×</td><td>未経過期間に対応する未経過料率</td></tr></table>	短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額	×	<table><tr><td>短期保険期間の未経過月数(注1)</td><td>短期保険期間月数</td></tr></table>	短期保険期間の未経過月数(注1)	短期保険期間月数	整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額	×	<table><tr><td>整数年保険期間の未経過月数(注1)</td><td>12</td></tr></table>	整数年保険期間の未経過月数(注1)	12	整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額	×	未経過期間に対応する未経過料率
短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額	×	<table><tr><td>短期保険期間の未経過月数(注1)</td><td>短期保険期間月数</td></tr></table>	短期保険期間の未経過月数(注1)	短期保険期間月数												
短期保険期間の未経過月数(注1)	短期保険期間月数															
整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額	×	<table><tr><td>整数年保険期間の未経過月数(注1)</td><td>12</td></tr></table>	整数年保険期間の未経過月数(注1)	12												
整数年保険期間の未経過月数(注1)	12															
整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額	×	未経過期間に対応する未経過料率														
7	第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(注)	(注) 危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。	(注1) 未経過月数 変更前の保険料と変更後の保険料に応じて、それぞれ下表のとおり取り扱います。 <table><tr><th>区 分</th><th>未経過月数の取扱い</th></tr><tr><td>① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合</td><td>1か月に満たない期間は切り捨てるとします。</td></tr><tr><td>② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合</td><td>1か月に満たない期間は1か月とします。</td></tr></table> (注2) 危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。	区 分	未経過月数の取扱い	① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合	1か月に満たない期間は切り捨てるとします。	② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合	1か月に満たない期間は1か月とします。							
区 分	未経過月数の取扱い															
① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合	1か月に満たない期間は切り捨てるとします。															
② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合	1か月に満たない期間は1か月とします。															

●団体扱・集団扱特約等の追加保険料払込猶予特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用 語	定 義
団体扱・集団扱特約（長期一括払）等	団体扱・集団扱特約（長期一括払）および集団扱特約（債務者団体扱・長期一括払）をいいます。
地震約款	地震保険普通保険約款をいいます。

追加保険料	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）および団体扱・集団扱特約（長期一括払）等第9条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）の追加保険料をいい、保険期間が1年を超える場合は、変更確認書記載の変更日の属する保険年度 ^(注) の追加保険料をいいます。 (注) 保険年度 初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。
払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。
変更確認書	契約内容変更の承認の証として当会社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当会社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当会社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。

第1条（追加保険料の払込み）

- (1) この特約により、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）の区分に定める契約内容の変更の申出または通知を当会社が受けた場合で、同条または団体扱・集団扱特約（長期一括払）等第9条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）に定めるところに従い、追加保険料の請求を行うときは、保険契約者は、当会社の定めるところにより、払込期日までに、追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。

- (2) (1) に定める払込期日までに追加保険料が払い込まれた場合は、当会社は、契約内容の変更を承認した時^(注)に追加保険料を領収したものとみなします。

(注) 契約内容の変更を承認した時

(1) の申出または通知のうち、普通保険約款基本条項第2節第2条（通知義務）(1) の通知に該当する場合は、通知を受けた時とします。

第2条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）または団体扱・集団扱特約（長期一括払）等第9条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）に定めるところに従い、当会社が前条の追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠ったときは、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更日以後に生じた事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条①または②および団体扱・集団扱特約（長期一括払）等第9条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）(1) の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③および団体扱・集団扱特約（長期一括払）等第9条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）(2) の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

- (2) 保険契約者が (1) の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第3条（追加保険料不払の場合の解除）

- (1) 払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき第1条（追加保険料の払込み）の追加保険料の払込みがない場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保

険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

- (2) (1) の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料^(注1)があるときは、その保険料を返還します。

(注1) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い－解除の場合）または団体扱・集団扱特約（長期一括払）等第6条（保険料の取扱い－解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料^(注2)を差し引いた額をいいます。

(注2) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第4条（地震保険に付帯されている場合の取扱い）

この特約が地震約款に付帯されている場合は、この特約の規定を別表のとおり読み替えます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

別 表

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	<用語の定義（五十音順）>追加保険料、第1条（追加保険料の払込み）(1)および第2条（追加保険料領収前の事故）(1)	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）
2	<用語の定義（五十音順）>追加保険料(注)	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。	初年度については、この保険契約の保険期間の初日から主契約の保険期間の初日応当日までの期間、次年度以降については、主契約の保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。
3	第1条（追加保険料の払込み）(注)	普通保険約款基本条項第2節第2条（通知義務）(1)	地震約款第11条（通知義務）(1)
4	第2条（追加保険料領収前の事故）(1)①	普通保険約款基本条項第4節第1条①または②	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
5	第2条（追加保険料領収前の事故）(1)②	普通保険約款基本条項第4節第1条③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)
6	第3条（追加保険料不払の場合の解除）(注1)	普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い－解除の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(1)

[illegible]

◆おかけ間違いにご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

＜受付時間＞ 24時間365日

インターネットでのご連絡

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenant/acontact/>

※インターネットから「損保ジャパン 火災事故」で検索できます。

■LINEでのご連絡

[LINE]でも事故のご連絡が可能です。

ご利用方法詳細・
[LINE]の友だち登録は
こちらから



保険金支払いに関する苦情・ご相談窓口

【保険金支払ご相談窓口】

0120-668-292

＜受付時間＞

平日：午前9時～午後5時

（土・日・祝日、12/31～1/3は休業）

保険金支払いの無責免責事案に関する第三者への不服申立窓口

保険金のご請求に対して、既に損保ジャパンがお支払いの対象とならない旨をご通知した事案につきまして、損保ジャパン窓口（保険金サービス課や「保険金支払ご相談窓口」）によるご説明にご納得がいただけない場合、次の窓口より第三者（社外弁護士）へ不服の申し立てを行うことができます。

【無責免責不服申立窓口】

0120-388-885

＜受付時間＞

平日：午前10時～午後6時

（土・日・祝日、年末年始は休業）

1. ご利用いただける方

保険金を請求されたご本人（保険金請求権者）またはご本人から委任を受けた代理人

※代理人の場合は、保険金請求権者からの委任内容を委任状・印鑑証明などで確認させていただくことがあります。

2. お申し立て後の対応

「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）で受け付けした不服申し立てにつきましては、損保ジャパンが設置する「保険金審査会制度」の中で、社外有識者による審査を行います。

その審査結果は「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）を通じてご回答します。

なお、本審査制度の対象外とさせていただく事案がございますので、あらかじめご了承ください。

そんぽADRセンター

●保険会社との間で問題を解決できない場合

（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808 <通話料有料>

＜受付時間＞

平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

◆おかけ間違いにご注意ください。

損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、
取扱代理店までご連絡ください。
その他のお問い合わせは、
損保ジャパン公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【損保ジャパン公式ウェブサイト】

<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

損保ジャパン お問い合わせ

検索



【窓口：カスタマーセンター】 0120-888-089

＜受付時間＞

平日：午前9時～午後6時 土・日・祝日：午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

※ お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課
へお取次ぎさせていただく場合がございます。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

〈損保ジャパン公式ウェブサイト〉 <https://www.sompo-japan.co.jp/>

お問い合わせ先